

# 周王の所在地の変遷について

——西周王朝における2つの王統——

谷 秀 樹

## はじめに

西周王朝の王都は、「宗周」,「成周」,「周原(周)」等から構成される複都制であったとされる<sup>1)</sup>。そうして、「宗周」が王朝の正式の王都である“正都”とされ、「成周」や「周原」等は“陪都”であったと評価されるのが一般的であり<sup>2)</sup>、或いは潘明娟氏のように、祭祀儀礼の中心地であった「周原」を“聖都”、「宗周」や「成周」は“俗都”であったとする見解もある<sup>3)</sup>。しかし、「成周」を「東都」と称する『左伝』昭公32年条<sup>4)</sup>も含めて、これらの評価は全て後世の都城制度や王都思想に基づくものであり、同時代史料である西周金文において「正都」,「副都」,「陪都」,「聖都」,「俗都」等の語句やそのような理解を示す事例を見出すことはできない。そもそも、「一点に拠点を構えることが通常である」という戦国期以降の国都観(それ故、「正都」という表現もなされる)で以て西周時代の王都を評価しようとする方法論自体に問題があったものと言わざるを得ない。

このような先験的了解に対して、西周代における「都」としての属性を持つ特定の土地の存在自体を否定する見解を対置されたのが松井嘉徳氏である<sup>5)</sup>。松井氏はまず、「四方にまで跨って各地を巡る周王の姿」を想定され、そのような周王による支配方法の特質を前提に、成周、周原のみならず、王の滞在地と成り得る「自」や「扈」をも含めて「それ自体が「都」としての属性をもつというよりも、むしろ周王の所在によって王朝の中心、すなわち「都」としての機能を果たしえたと考えるべきである。ここではもはや、正都・副都といった議論や遷都といった言葉は不要ですらある。」<sup>6)</sup>と指摘されたのである。ただ、宗周等と同様に周王の所在例がある奠等について「周王の「都」のリストに宗周あるいは周(岐周)の名をあげることができるならば、逆にそのリストから豊あるいは鄭〔=奠(筆者注)〕を排除することもまた困難であるように思われる」<sup>7)</sup>といわれているように、いわゆる「都」とされる宗周等と奠等の地を全く“同質”なものとして捉えられている見解については疑問が残るが、従来の固定的王都観に縛られない氏の視点は重要であると思われる。ただ、松井氏の議論の問題点として指摘しておかなければならないのは、氏の議論に時系列的観点が欠如している点であり、あたかも「西周のほぼ全時代を通じて同様の状況が推移していた」かのように見えてしまうのである(この点は、先述した一般的な複都制論も同様である)。しかし、西周王朝の王都の在り方は一定の時期ごとに変化を遂げていたのであり、それは王朝の統治体制の変遷とも深く関連していたのであった。

本稿は、上述した問題意識をふまえた上で、西周の王都の在り方と西周統治体制の特質との相関関係について再検討を試みるものであり、西周金文を主な史料源として西周代における周王の所在地の分析を行い、それと王畿内大族の盛衰との対応関係に着目しつつ王朝支配体制の変容過程を復元していくことにする。なお、紀年が記された金文(以下、紀事金文)の断代に関しては吉本道雅2004, 2005に示された断代案(以下、吉本紀年)に基本的に依拠することにする。また、紀事金文以

外の金文の断代については、林巳奈夫『研究』の断代案（以下、林断代）に基本的に依拠することにし、白川静『通釈』等の断代案を参考とすることにする<sup>8)</sup>。

## 第一章 周王の主な所在地の変遷過程

### 第一節 西周前期（林断代：ⅠA～ⅡA期頃〔武王～昭王期頃〕）

周政権は、連襠鬲の使用を特徴とする土器群Aの文化集団に由来し、当該文化集団は二里岡期から殷墟第Ⅰ期・第Ⅱ期にかけての時期に漆水河流域において出現したものと考えられている<sup>9)</sup>。その後、土器群A集団は、殷墟第Ⅳ期前半併行期頃から西方に進出し始め、土器群B集団〔※涇河上流域から岐山を經由して宝鶏方面にかけて分布〕と共存関係を形成するに至った。周政権の直接の母胎となる族集団が岐山麓下に遷住したのはこの頃のことであり、新たな拠点として「岐邑（岐周）」を当地に造営したものと見られる。「岐邑」については、2004年以降本格的な発掘が進められている陝西省岐山県周公廟遺跡に比定する見解が提起されており<sup>10)</sup>、2008年には周公廟遺跡内の祝家巷北A2地点で出土した西周甲骨に「亶父」、「王季」、「文王」の名が見出されたことによって<sup>11)</sup>、その可能性は一段と高まることになった。ついで殷墟文化第Ⅳ期後半併行期に土器群A集団は東進して殷系の土器群C集団〔※西安附近以東に分布〕と共存関係を形成しており、同時期に文王・武王によって澧河兩岸地帯に豊京及び鎬京が造営されたものと考えられる。両京は、考古学的には「豊鎬遺跡」として包括的に扱われているが、作冊鬲卣銘（前期〔5432〕、ⅠB）に「隹公大史、見服于宗周年、公大史咸見服于辟王、弁于多正。王遣公大史、公大史在豊。…」というように豊と「宗周」は区別されており、「宗周」は厳密には鎬京のみを指していたものと見られる。また、金文のみに用例が現れる莽京の実態については諸説が分かれているのであるが<sup>12)</sup>、麦尊銘（前期〔6015〕）に「…霽若二月、（井）侯見于宗周、亡尤。迨王格莽京酺祀。…」とあり、臣辰盃銘（前期〔9454〕、ⅠB）に「隹王大龠于宗周、饗鬯莽京年。在五月、既望辛酉、王命士上眾史更、廢于成周。…」とあるのによくと、「宗周」の近隣に所在していたことが推定され、考古学的には豊地と同様に「豊鎬遺跡」の範囲内或いはその周辺に当該地を比定すべきであると思われる。

さて、利簋銘（前期〔4131〕、ⅠA）に「武征商。…辛未、王在雒白。賜有事利金。…」とあるように<sup>13)</sup>、周王朝が武王の親征によって殷王朝を滅ぼした後、成王5年には矧尊銘（前期〔6014〕、ⅠA）に「隹王初遷宅于成周。…」というように、陝東地域支配<sup>14)</sup>の新たな根拠地である成周に成王自ら出御し、殷遺民の安撫にあたっている<sup>15)</sup>（前期における周王の所在地については、《表Ⅰ》参照）。また成王代には、猷侯鼎銘（前期〔2626—2627〕、ⅠA）に「唯成王大棗、在宗周。賞猷侯鬲貝。…」というように、外諸侯の猷侯が宗周において王に見事しているのであるが、燕侯や井侯も宗周に入朝して王に見事しており<sup>16)</sup>、宗周が陝東外諸侯と王との応接の場として機能していたことが知られる。なお、ⅠA～ⅠB期の交界には南国の虎方に対する征伐が行われているが<sup>17)</sup>、静方鼎銘〔『近』（前期〔357〕）〕によくと、「隹十月甲子、王在宗周。命師中眾静、省南国、相飶立。八月初吉庚申、至告于成周。月既望丁丑、王在成周大室。命静曰、…」というように、王は宗周から成周にまで出御しており、成周を本営として王自ら征伐の総指揮に任じていたものと考えられる。同じく関連器銘である中方鼎一銘（前期〔2785〕）に見える「寒師」も、王の遠征先における地名であると推定されよう<sup>18)</sup>。

ついで康王代に入っても、宜侯矢簋銘（前期〔4320〕、ⅠB）に「…王省武王、成王伐商鬲、徯省

東国図。王位于宜宗社、南郷。王命虎侯矢。曰、繇、侯于宜。・・」とあるように王自らによる陝東地域への巡幸が行われており、遠征先の宜地で虎侯矢を宜侯に転封している。また、康王 23 年の大盂鼎銘（前期 [2837]、I B）では宗周で盂に対し適省の命が下されているのであるが、その関連器銘である盂爵銘（前期 [9104]、I B）に「佳王初棗于成周。・・」とあるのによると、（康）王は成周にも出御していたものと見られる。

続いて II A 期に入ると、「東夷大反」<sup>19)</sup> が勃発するのであるが、班簋銘（中期 [4341]、II A）に「佳八月初吉、在宗周。・・王命毛公、以邦冢君、徒馭、戢人、伐東国瘡戎。・・」とあるのによると、征伐の本営は当初宗周に置かれていたようである。また、寧鼎銘（前期 [2740—2741]、I A）の関連器銘である鬲鼎銘（前期 [2659]）に「王初□□于成周。・・」とあり、同じく関連器銘である厚趯方鼎銘（前期 [2730]、II）に「佳王来格于成周年。・・」とあるのに拠ると<sup>20)</sup>、やはり王自ら成周にまで出御していたようであり、本営が成周に移動した可能性も指摘できる。そして、同じく II A 期の昭王代には、史牆盤銘（中期 [10175]、II）に「・・弘魯昭王、広能楚荊、佳矣南行。・・」と見える楚征伐が行われたのであるが、関連器銘である堆叔簋銘（中期 [3950—3951]）によると「唯九月、堆叔従王、員征楚荊、在成周。・・」というように、昭王は成周に本営を定めていたものと考えられ、同じく関連器銘である令簋銘（前期 [4300—4301]、II A）に見える「炎」も、王の遠征先における地名であると見られる<sup>21)</sup>。そうして、京師畷尊銘〈文物 2010—1（昭王期）〉に「王涉漢伐楚。・・」とあるように、昭王は自ら漢水以南にまで出征したのであるが、『左伝』僖公 4 年条に「昭王南征、而不返」とあり、『竹書紀年』に「伐楚荊、涉漢遇大兕」、「喪六自於漢」〔以上『初学記』卷 7 地部下所引〕、「周昭王末年、・・王南巡不返」〔『太平御覧』卷 874 咎微部所引〕とあるように、征伐戦は失敗に帰したようであり、昭王も遠征先から帰還しなかったのである。

以上のように、本節では西周前期における周王の行動様式について検討してきた。その結果判然としたことは、次の 2 点である。まず第一に、当該期における周王にとって、陝東地域支配の確立及び陝東地域における王朝疆域の拡大がいわば至上命題となっていたものと見られるという点である。歴代の王は陝東地域への出御を常態としており、また重要な征伐戦には王自ら出征していたものと見られる。第二に、周王の所在地としては、「宗周」（豊鎬地区）、「成周」等における事例が頻見され、これに対して三都の一つともされる「周原」における所在例はほとんど見出すことができなかったのである。

## 第二節 西周中期（林断代：II B 期頃〔穆王～孝王期頃〕）

西周中期、特に共王代以降になると、周王の所在地の傾向は一変する（《表 II》参照）。

まず共王 2 年には、趯觶銘（中期 [6516]、II）及び呉方彝銘（中期 [9898]、II）で「周（周原）」における王の所在が確認される。ついで 3 年の師遽簋銘（中期 [4214]）及びその関連器銘である師遽方彝銘（中期 [9897]、II）、7 年の趙曹鼎一銘（中期 [2783]、II B）や 15 年の趙曹鼎二銘（中期 [2784]、II B）でも王の「周原」所在が認められ、趙曹鼎一銘と同じく「般宮」が見える利鼎銘（中期 [2804]）も「周原」における同時期の所在事例と考えて良いであろう。また趙曹鼎二銘と同様に「周新宮」が見える師湯父鼎銘（中期 [2780]、II B）や殷簋銘〔『近』（中期 [487—488]）〕も、同時期の「周原」における所在事例であると考えられる。そうして、共王 24 年<sup>22)</sup>の親簋銘〔『近二』（中期 [440]）〕や 27 年の裘衛簋銘（中期 [4256]、II B）及び 30 年の虎簋銘〔『近』（中期 [491]）〕も王の「周原」所在を示す事例であると理解できよう。ただ、共王 28 年<sup>23)</sup>の廝簋銘〈考古与文物 2012—3（穆王期）〉や

虎簋銘の関連器銘である趯簋銘（中期 [4266]、ⅡB）及び鬲鼎銘<sup>24</sup>（文博 2013—2（穆王期））に「宗周」での所在例も見出されるが、少なくとも主に紀事金文を史料源とした場合、共王はほぼ常に「周（周原）」に所在していたことが明らかなのである。

同様の傾向は懿王代に入っても認められる。元年の召鼎銘（中期 [2838]）に「・・王在周穆王大[室。王] 若曰、召。・・」とある事例から始まって<sup>25</sup>、3年の師兪簋銘（後期 [4277]）及び師農鼎銘（中期 [2817]）、5年の諫簋銘（後期 [4285]）及び匡卣銘（中期 [5423]）、7年の牧簋銘（中期 [4343]）、12年の大師盧簋銘（中期 [4251—4252]、ⅡB）及び走簋銘（後期 [4244]）で王の「周原」所在が確認され、末年である13年の癸壺一銘（中期 [9723—9724]）に至ってようやく、成周への出御事例が検出される。なお、ⅡB～ⅢA期に繋げられる免尊銘（中期 [6006]、ⅡB～ⅢA）の関連器銘である免簋銘（中期 [4626]）、免簋銘（中期 [4240]、Ⅱ）、免盤銘（中期 [10161]、Ⅱ）や、免簋銘の関連器銘である守宮盤銘（中期 [10168]、Ⅱ）<sup>26</sup>でも王の「周原」所在が認められており、同時期の同様の事例として理解されよう。

そうして、このような西周中期以降における王朝と「周原」との密接なつながりは、考古学的な史料からも傍証される。1976年以降に発掘が進められている周原遺跡では、召陳や雲塘・斉鎮等で重要な宮殿遺址が続きと発見されており<sup>27</sup>、かつてはこの地に「岐邑」を比定する見解もあったほどであった。しかしこれらの宮殿遺址の主要建築物は、西周中期以降に造営されたものと報告されており<sup>28</sup>、遺跡の主要使用期間は西周中期から後期にかけての時期であったものと考えられている<sup>29</sup>。そのため、克殷前後の造営にかかると推定される「岐邑」とは、年代的に矛盾することになってしまうのである。だが、西周王朝がその本拠を「周原」地域に遷した共王代頃に創設されたと仮定するならば、それらの主要建築物の出現時期と王朝の政治動向とが符号することになる。すなわち、周原遺跡のうち特に中後期の宮殿遺址等の造営については、共王による「周原」定都との関連性を想定すべきなのである。

以上のように、本節では西周中期における周王の所在地の傾向性及びそれと周原遺跡の宮殿遺址造営時期との関わりについて検討してきた。その結果をふまえるならば、次の2点の変化が指摘できるであろう。第一点は、もし周王の主な所在地を“正都”であると呼び得るとするならば、西周中期の共王期以降になって王朝の“正都”は明らかに「宗周」（豊鎬地区）から「周原」に遷ったということが主張できるという点である。第二点は、周王が陝東地域に対してほとんど関心を失ってしまっているかのように見える点である。周王は陝東地域に出征するどころか、平時の巡幸すらほとんど行っていないものと考えられるのである。

### 第三節 西周後期（林断代：ⅢA～ⅢB期頃〔夷王～幽王期〕）

王は通常「周原」に所在するという傾向は、基調として西周後期にも継続する（《表Ⅲ》参照）。まず夷王代においては、元年の師頰簋銘（後期 [4312]）、3年の達盃銘 [『近』（中期 [506]）]、4年の癸盃銘（中期 [4462—4463]、ⅢA）、6年の宰獸簋銘 [『近』（中期 [490]）] 及び輔師鬲簋銘（後期 [4286]、ⅡB）、13年の望簋銘（中期 [4272]）及び同年の無彘簋銘（後期 [4225—4228]、ⅢA）の関連器銘である応侯見工鐘一～四銘【『近二』（中期 [9—10]）及び（中後期 [107—108]、Ⅲ）】<sup>30</sup>、16年の士山盤銘 [『近二』（中期 [938]）]、20年の休盤銘（中期 [10170]、ⅢA）で「周原」における王の所在が確認できる。次に厲王代においては、16年の成鐘銘 [『近二』（後期 [5]）]、17年の此鼎銘（後期 [2821—2823]、ⅢA）、18年の克盃銘（後期 [4465]、ⅢB）、27年の伊簋銘（後期 [4287]、ⅢB）、31年の鬲攸從

鼎銘（後期 [2818]、ⅢB）、37年の善夫山鼎銘（後期 [2825]、ⅢB）で王の「周原」所在が確かめられる。続いて共和期には元年の師兌簋一銘（後期 [4274—4275]、ⅢB）、3年の師兌簋二銘（後期 [4318—4319]）、11年の師鬯簋銘（後期 [4324—4325]、ⅢB）で「周原」所在例が見出され、宣王代に入ると、2年の鄂簋銘（後期 [4296—4297]）、3年の頌鼎銘（後期 [2827—2829]、ⅢB）、16年の克鐘銘（後期 [204—209]、ⅢB）、18年の呉虎鼎銘〔『近』（後期 [364]）〕、19年の趨鼎銘（後期 [2815]）、28年の袁盤銘（後期 [10172]）、42年の速鼎一銘〔『近二』（後期 [328—329]）〕、43年の速鼎二銘〔『近二』（後期 [330—339]）〕で王は「周原」に所在している。

但し一方で、西周後期には陝東地域に対する王の親征が再開されている。まず夷王代には、前掲応侯見工鐘一～四銘の関連器銘である応侯見工簋銘〈中原文物 2009—5（孝王～夷王期）〉等に拠ると淮南夷毛に対する征伐が行われているのであるが、応侯見工鐘一・二銘では「唯正二 [月] 初吉、王婦自成周。応侯見工遺王于周。辛未、王格于康宮。・・・」というように、王は成周から周原に帰還しており、成周に本営を置いて征伐の総指揮にあたっていたことが判る。次に厲王代に入ると、即位直後に南国辰子に対する征伐が行われている<sup>31)</sup>。元年の叔專父銘（後期 [4454—4457]、ⅢA）で王の成周所在が確認され、関連器銘である宗周鐘銘（後期 [260]、Ⅲ）や伯戣父簋銘〈古文字研究 27、2008（厲王期）〉で南国辰子征伐について述べられているのであるが、伯戣父簋銘に「佳王九月初吉庚午、王出自成周、南征、伐辰子，□，桐，適。・・・」とあるのによると、王は成周に本営を置いて更に南方へ親征していたようである。ついで33年には、王は宗周から成周へと出御しており〔晋侯蘇鐘銘〔『近』（後期 [35—50]）〕<sup>32)</sup> 及び伯寛父盨銘（後期 [4438—4439]）〕、成周に本営を定めて〔敬簋三銘（後期 [4323]）〕、鄂侯駟方征伐を主導していたものと見られる〔禹鼎銘（後期 [2833—2834]、ⅢB）〕。続く宣王代には、32年に魯国征伐が行われている<sup>33)</sup>。前掲晋侯蘇鐘銘に見える夙夷（宿夷）征伐はこの時のことと考えられ<sup>34)</sup>、「・・・王至于鷩城、王親遠省自。王至晋侯蘇自。・・・王佳返帰、在成周公族整自宮。・・・王呼善夫曰、召晋侯蘇。・・・」とあるように、王は前線の鷩城にまで出征して晋献侯の軍陣を督察した後、成周に帰還して晋献侯に対する冊命型儀礼を行っており<sup>35)</sup>、やはり本営は成周に置かれていたものと見られる。

以上のように、西周後期の周王は通常「周原」に所在していたものと考えられ、西周中期以来の方針を継承し、「周原」に“定都”していたものと判断される。但し、陝東地域支配に対して強い関心を示している点は中期と異なっており、また南淮夷毛や南国辰子等の征伐事例がいずれも夷狄勢力からの反乱を契機としていた点を考慮すると、王朝疆域の拡大ではなくむしろ「疆域の維持」を主目的としていたものと見られる。さて、では次章においては上記のように周王所在地の変遷が起こった背景について、中長期的な政治状況の変化と王畿内大族の動向を手掛かりに、考察を進めていくことにしたい。

## 第二章 王畿内大族の盛衰と2つの王統

### 第一節 西周前期における王畿内大族の動向と王朝による陝東進出構想

周王朝が殷王朝を滅ぼした際、陝東系の諸族は各々多岐に渉る対応を採った。泉氏や箕侯のように周王朝に反逆する諸族も存在した一方で<sup>36)</sup>、多くは王朝に帰順する途を選んだようであり、帰順した諸族の多くは周王朝の王畿内や外諸侯の封地内に遷住したものと見られる。その遷住方法の特

徴は一箇所に纏まらずに分散的に遷住したという点であり、例えば徴族や単族の場合は、「周原地区」や「成周地区」に遷住して王朝に出仕する一方で、族内の一部を燕国に遷住させており<sup>37)</sup>、また戈族のように「豊鎬地区」や「周原地区」をはじめとする関中王畿各地のみならず、族内の一部を晋国や息国等にまで遷住させていた例も見られる<sup>38)</sup>。そうして、彼等の多くは周王朝の王官や外諸侯の属官としての地位に留まっていたのであるが、中には王朝中央の幹部クラスに就任する大族もあった。例えば、召族は「大保」として魯子聖の討伐や南国における「省」に従事し、また東国の外諸侯に対する安撫行為に任じたり、燕国や衛国、宋国の封建にも関与していたものと見られる<sup>39)</sup>。また、孟族は康王からの親任を受けて適省を行い、外諸侯の鄧伯を安撫し、また鬼方の討伐にも従事している<sup>40)</sup>。そもそも、殷王朝はその末期において孟方の反乱や召族等の離反に苦しんでいたようであり<sup>41)</sup>、反逆していた諸族側の観点から見た「克殷」は、「周勢力を殷王朝打倒に“利用した結果”」であったものと思われる。換言すれば、周王朝にとっての「克殷」は「殷王朝に反抗する諸族の協力によって初めて具体化した」という側面もあったということになり、このことが王朝樹立後における召族や孟族に対する重遇を必然化させていたものであろう。無論、帰順した陝東系大族の武力を反抗する諸方の討伐に転用しようという意図も働いていたものと思われる。

ⅠA～ⅠB期において召族や孟族に対抗し得る周系大族はほぼ周公一族のみであり<sup>42)</sup>、周公一族は成周を自らの管掌下に置くことで陝東系大族に拮抗していたものと見られる<sup>43)</sup>。しかし、ⅡA期頃になると、次第に虢氏や毛氏、謙氏等の周系大族が台頭し始めたようであり<sup>44)</sup>、同時併行的に召族や孟族の地位低下も進行したようである。ⅡA期の召尊銘（前期 [6004]、ⅡA）によると、召は伯懋父の陪臣となっており<sup>45)</sup>、またⅡB期の孟卣銘（前期 [5399]、ⅡB）では孟が兮公の陪臣になっている<sup>46)</sup>。伯懋父や兮公の出自については不詳であるが、召族及び孟族が中央王官内の陪臣関係上で下位に位置づけられていたことは明白であり、これらの事例は両族の漸進的な地位低下を示唆するであろう。これ以降、召族は暫く金文上から姿を消すことになり、一方の孟族は二度と現れることがなかったのである。

要するに、前述した西周前期における周王朝の陝東進出方針は、帰順した陝東系大族と王朝側との利害の一致によって進行したものと考えられよう。すなわち、陝東系大族の立場からすると政策遂行上のシンクタンクの役割を担うことによって王朝内における立場の保障を得ることになり<sup>47)</sup>、また王朝側にとっては彼等を政策顧問とすることによって陝東地域支配の早期の安定化を期待できたのである。しかしながら、「克殷」後の政治状況が安定化し始めて王朝が新たな局面（「東夷大反」など）へと移行していったならば、「克殷」に貢献した陝東系大族の立場が後退していくこともやはり必然であったということであろう。

## 第二節 西周中期における王畿内大族の動向と王朝による王畿内軍事体制

西周中期、特に共王・懿王代においては、王畿内の軍備充実が最優先課題の一つとされていたようである。

まず共王3年には、前掲師遽簋銘に「・・王徂正師氏。王呼師朕、賜師遽貝十朋。・・」とあるように、直轄部隊である「師氏」を王自ら督察している。また、28年の前掲斝簋銘では「・・王命作冊憲尹賜斝緜塲。用胥師穀、嗣甸人。・・」というように斝に対して師穀の補佐が命じられており、王朝主管の下で武官の陪臣関係が構成されている。同様の事例としては、30年の前掲虎簋銘において「・・王呼内史曰、冊命虎。曰、鬻乃祖考事先王、嗣虎臣。今命汝曰、更厥祖考、足師戲、嗣走

馬御人眾五邑走馬御人。…」というように武官である虎に対して師戲の補佐を命じている例があり、また同時期の器銘である戟簋銘（後期 [4255]）で戟が走馬の補佐を命じられているのも同例であろう<sup>48)</sup>。次に軍事関係の職務を個別的に与えている事例としては、前述の虎簋銘の他に17年の詢簋銘（後期 [4321]、ⅡB）や24年の前掲親簋銘、同時期の器銘である盞方尊銘（中期 [6013]、ⅡB）<sup>49)</sup>等を挙げることができる。特に注目すべきは詢簋銘であり、「王若曰、詢。…今余命汝、啻官嗣邑人、先虎臣、後庸、西門夷、秦夷、京夷、魯夷、師答側新、□華夷、由□夷、匱人、成周走車、戍秦人、降人、服夷」というように軍事関連で諸夷の管轄が命じられているのであるが、酷似する内容の任務が共和元年の師酉簋銘（中期 [4288—4291]、ⅢB）でも認められる<sup>50)</sup>。このように類似する職務任命の背景には類似の政治状況が想定され、後述するように関中王畿内で防衛体制確立に努めていた共和年間と同様、王畿内の防備に直結する施策であったものと推定される。ところで、同時期の器銘である前掲趨簋銘では「…王若曰、趨。命汝作幽自豕嗣馬、啻官僕、射、士、訊、小大有隣。…」というように、趨が「幽自の豕嗣馬」に任ぜられているのであるが、同じく同時期の器銘であると思られる善鼎銘（中期 [2820]）<sup>51)</sup>でも「…王格大師宮。王曰、善。昔先王既命汝佐胥魯侯。今余唯肇饗先王命、命汝佐胥魯侯、監幽師戍。…」とあり、善に対し「幽師の屯戍を監すること」が命じられている。幽地は陝西省咸陽市彬縣附近に比定されており<sup>52)</sup>、当地に駐屯する幽自は関中王畿の「北の防衛拠点」であったものと考えられる。つまり、趨簋銘等の事例は、「関中王畿」縁辺の防衛力強化と関連する動きであったものと想定されるのである<sup>53)</sup>。なお、善鼎銘に「魯侯を佐胥すること」を命じている点は、王朝による軍事面での陪臣関係構築であり、上述した武官の陪臣関係構築に類する措置であったものと考えられよう。また、善鼎銘で「大師宮」とある「大師」は8年の師鬲鼎銘（中期 [2830]、ⅡB）の「伯大師」もしくは懿王12年の大師盧簋銘の大師盧に該当するものと思われるが、そうすると「大師宮」は「大師の宮室」を意味していたものと理解することができる<sup>54)</sup>。そうすると、これは王が武官の宮室に所在して朝政に携わっていたことを示す事例ということになる。同様の例として、同時期の器銘である豆閉簋銘（中期 [4276]、ⅡB）があり、「…王格于師戲大室。…」というように、王は虎簋銘所掲の師戲の宮室に所在して執務している。つまり、当該期の王は武官の宮室をいわば「行宮」代わりとして、それらの宮室間を行き来することもありえたということになり、このことは当該期の王権と武官勢力との間における特殊な相互依存的関係の存在を示唆するものと思われる。

懿王代に入っても、同様の軍事優先体制が継続していたものと見られる。まず武官の宮室に王が所在する例としては、3年の前掲師兪簋銘及び前掲師農鼎銘、5年の前掲諫簋銘があり、いずれも王は「師魯宮」に所在している。また、7年の前掲牧簋銘では「師汙父宮」、12年の前掲大師盧簋銘では「師量宮」、同時期の器銘である師賁簋銘（中期 [4283—4284]、ⅢA）では「周師嗣馬宮」<sup>55)</sup>、同じく同時期の器銘である猷盃銘<sup>56)</sup> [『近二』（中期 [836]）] では「師舜父宮」における王の所在が確認される（また師賁簋銘では、師賁に対して軍事関係の職務が命じられている<sup>57)</sup>）。また、武官の陪臣関係を王朝が構成する事例としては、師農鼎銘や同時期の器銘である前掲免簋銘、呂服余盤銘（中期 [10169]）（また、呂服余に対して軍事関係の職務が命じられている）、師農鼎銘の関連器銘である庚季鼎銘（中期 [2781]）等が挙げられる<sup>58)</sup>。注目すべきは呂服余盤銘及び庚季鼎銘の事例で、「…備仲内右呂服余。王曰、服余。今汝更汝祖考事、胥備仲嗣六自服。…」、「…伯俗父右庚季。…（王）曰、用左右俗父、嗣祿。…」というように、「右者」（備仲、伯俗父）が受命者（呂服余、庚季）に対して自らの補佐を命じており、儀礼上の序列関係の形成を契機として武官同士の陪臣関係の構築がなされている

のである。一方、同時期の器銘である猷簋銘〔『近二』(中期 [438])〕では「・・猷曰、朕光尹周師右、告猷于王。・・」とあり、この場合は事前に陪臣関係にあった当事者同士が、それを前提に儀礼上の序列関係を構築する例であろう。いずれも、王朝儀礼上の序列関係を陪臣関係構築上の必要条件(又は十分条件)とするという点で、王朝による統御力強化につながる措置であったものと思われる。

以上のように、特に共王・懿王期においては、王朝が武官の陪臣関係を主導的に構築したり、王自ら武官の宮室間を往来して「行宮」代わりに使用する等の施策を通じて、王畿内軍事体制の充実を最優先課題の一つに設定していたものと考えられる。その政策的影響はその後も夷王代頃まで受け継がれていたようであり、夷王4年の前掲癸盃銘及び6年の前掲宰獸簋銘で王は「師泉宮」に所在している<sup>59)</sup>。

では、共王・懿王期においてこのような軍事優先体制が採られた背景には何があったのであろうか。その第一の理由として考えられるのは、昭王敗死に伴って判然となった周初以来の王朝疆域拡大構想の破綻であろう。無際限な戦域拡大路線に限界が突きつけられた以上、戦略面で防衛力の充実に当面の力点が移行することは、当然の帰結であったものと思われる。第二には、ⅡB期から本格的に開始された淮夷の侵攻の影響が指摘できる<sup>60)</sup>。淮河流域から汝水もしくは潁水等を遡上して侵攻する淮夷の直接的脅威に晒されたのは、成周を中心とする河南王畿であり、関中王畿へ後退して防衛体制を固めようとするのもまた必然の趨勢であったものであろう。陝東地域への“進出”を念頭において造営された橋頭堡である「宗周」ではなく、その後背地である「周原」に定都したことは、陝東戦略の観点からすると明らかに“後退”であるが、「周的体制」<sup>61)</sup>を模索し、周王朝の再建を図る場としては、周族の発祥の地でありかつ防衛にも適した「周原」の地が好適であったのであろう。共王期以降の周王朝は、いわば「陝東本位の政権」から「関中本位の政権」に移行したのである。

しかしながら、周原に定都し、周原における土地開発・経済開発が進展すると、同時に社会的矛盾も進行したようであり、その点は同時期に訴訟事件が頻発していることによって推測される。例えば、懿王元年の前掲召鼎銘や孝王5年の裘衛鼎一銘(中期 [2832]、ⅡB)、夷王3年の裘衛盃銘(中期 [9456]、Ⅲ)、同時期の器銘である儻匜銘(後期 [10285])や散氏盤銘(後期 [10176]、Ⅱ)<sup>62)</sup>に見える争訟事件がそれであり、売買契約違反や物品の略取、土地の侵害等が提訴事由とされている。就中、裘衛鼎一銘では「・・(裘)衛以邦君厲、告于井伯、伯邑父、定伯、隰伯、伯俗父曰、厲曰、余執共王卹功、于邵大室東、逆榮二川。曰、余舍女田五田。正、迺訊厲曰、女貯田不。・・」というように、河川工事に伴う代替地の提供の是非をめぐる訴訟が起こされていたのであるが、事の発端は共王代であるとされており、共王による「周原」定都を契機として始まった土地開発の矛盾に基づく訴訟の一例であると見做すことができよう。畢竟、関中王畿内での一種の自給的体制は時の経過と共に土地・財の不足をもたらすことは必然であり、そのような事態の打開策として企図されたのが、西周後期における陝東再進出とそれに基づく「貢納システム」(=陝東地域からの貢賦物を安定的に徴収するシステム)<sup>63)</sup>の構築であったものと思われる。

ところで、王朝が「関中本位の政権」に変貌する時期に、政権スタッフの中心に登場したのが、周系の井氏であった。井氏は穆王代頃から政権中央に出現し〔長白盃銘(中期 [9455]、ⅡA)【井伯】<sup>64)</sup>〕、共王・懿王・孝王代において冊命儀礼の「右者」や執政団の構成員を歴任している。まず共王代においては、2年の前掲趯鞮銘【咸井叔】、7年の前掲趙曹鼎一銘【井伯】及び同時期の前掲利鼎銘【井

伯】と前掲豆閉簋銘【井伯】で「右者」に就任している。ついで懿王代においては、元年の師虎簋銘（中期 [4316]、ⅡB）【井伯】、12年の前掲走簋銘【鬲馬井伯】及び同時期の師夔父鼎銘（中期 [2813]、ⅢA）【鬲馬井伯】及び師貞簋銘（中期 [4283—4284]、ⅢA）【鬲馬井伯】、師毛父簋銘（中期 [4196]）【井伯】で「右者」を務めており、また元年の前掲召鼎銘【井叔】では訴訟の裁定者に就任し、同時期の前掲免簋銘【井叔】や前掲免尊銘【井叔】でも「右者」を務めている<sup>65)</sup>。また、孝王5年の前掲裘衛鼎一銘【井伯】では執政団の筆頭に就任している。「右者」就任事例数の頻度は他の諸族に比べて突出しており、当該期における諸改革を実施する上で、井氏が主導的役割を担っていたことはほぼ間違いないと思われる。すなわち、「周原」定都に始まる政策転換の背景には、政権構成員の大きな入れ替えが関係していたものと推定されるのである。

### 第三節 西周後期における王畿内大族の動向と王朝による陝東再進出構想

先述のように、西周後期に入ると王朝は陝東地域への再進出を基調とするようになる。但し、当該期においては王の交替ごとに政権構成員の変動が起こっており、それに伴って王朝の政権構想にも若干の変差が認められる。

まず夷王代に、政権スタッフの中心に新たに登場したのは、榮氏及び単氏であった。

榮氏は、周初の榮子旅鼎銘（前期 [2503]）や榮子旅作祖乙鬲銘（中期 [930]）に十干諱号が見える点から、本来陝東出自の一族であったものと考えられるが<sup>66)</sup>、帰順後に自作青銅器銘から十干諱号や図象記号或いは殷式紀年法を削去する等して「周化」したものと見られる<sup>67)</sup>。そうして、周初から既に王官として活動していたようであり<sup>68)</sup>、子方鼎一・二銘【『近二』（前期 [318—319]）】で王が榮仲の宮室の造営を行っている点を見ると<sup>69)</sup>、当初より一定の実力ある族であったものと見られる。その榮氏が本格的に王朝中央で台頭するようになるのは、孝王代以降であり、孝王元年の師詢簋銘（後期 [4342]）【榮】で初めて「右者」を勤めている。そうして、夷王代に至って「右者」や執政団構成員を歴任しており、夷王6年の前掲輔師鬻簋銘【榮伯】及び前掲宰獸簋銘【鬲土榮伯】で「右者」に就任し、3年の前掲裘衛盃銘【榮伯】及び12年の永孟銘（中期 [10322]、Ⅱ）【榮伯】では執政団の構成員になっている。そうして、同時期の器銘である前掲応侯鐘銘【榮伯】、康鼎銘（中期或後期 [2786]、ⅢA）【榮伯】、衛簋銘（中期 [4209—4212]、ⅢA）【榮伯】、弭伯簋銘（後期 [4257]、ⅢB）【榮伯】、同簋銘（中期 [4270—4271]）【榮伯】でも「右者」を勤めており、また卯簋銘（中期 [4327]）【榮伯】では一族内において冊命儀礼を主管している〔同族の榮季が「右者」を担当している〕<sup>70)</sup>。

また、単氏も榮氏と同じ時期に王朝中央で台頭しており、夷王3年の前掲裘衛盃銘【單伯】で執政団構成員に就任し、同時期の揚簋銘<sup>71)</sup>（後期 [4294—4295]）【鬲徒單伯】では「右者」に就任している。先述のように、単氏も榮氏と同様に本来陝東出自であり、榮氏と同様に「周化」した族であった<sup>72)</sup>。一方、井氏は夷王代に入っても堅調であり、夷王12年の前掲永孟銘【井伯】では執政団筆頭を勤めており、同時期の器銘であると見られる弭叔簋銘<sup>73)</sup>（後期 [4253—4254]、ⅢA）【井叔】でも「右者」に就任している。

要するに、夷王代の陝東進出再開事業を担っていたのは、榮氏や単氏等によって代表される「周化」系大族グループと井氏を筆頭とする周系大族グループに拠る合同スタッフであったものと考えられるのである。おそらく、周系大族グループが西周中期に深刻化した政策諸課題を整理・検討し、陝東事情に詳しい「周化」系大族が陝東地域再進出に関する具体的方途を立案したものであろう。

ついで厲王代に入ると、政策の重心が一層陝東戦略に偏重すると同時に、人事面で大きな刷新が

図られたものと見られる。まず、西周中期以前に姿を消していた召族や南宮氏が再登場しており、南宮氏には「右者」に就任している例もある<sup>74)</sup>。また、新たな人材として陝東出自の「周化」系族であると見られる克氏を登用している<sup>75)</sup>。これに対して、夷王代に政権を担当していた栄氏や単氏は姿を消しており、また井氏も全般的に低調であったものと見られる。ただ、井氏の武公のみは鄂侯反乱鎮圧時に戦功を挙げており（前掲禹鼎銘）、「右者」にも就任しているのであるが（前掲敵簋三銘）、従来井氏を領導していた井伯や井叔は姿を見せていない。それどころか、井氏の所領や属民の一部が克氏に転賜されている点を見ると<sup>76)</sup>、王朝中央から一定の距離をとられていたようであり、他方で同じ周系大族である毛叔や虢仲が登用されているのも<sup>77)</sup>、井氏を牽制する狙いからであった可能性がある。

さて、王畿内大族の反抗によって厲王が彘に出奔した後、関中王畿には「共和」体制が成立した。大族の合議体制であったとされる「共和」時代には、彘の厲王政権と常時対峙するという政治状況を背景として、共王代同様に関中王畿内において軍事優先体制が布かれていたものと見られる。まず共和元年には前掲師酉簋銘で師酉に対し、先述のように共王代（17年詢簋銘）と同様の軍事的任務が与えられており、同年の前掲師兌簋一銘及び3年の前掲師兌簋二銘では王朝によって武官の陪臣関係が構築されている（軍事的任務も与えられている<sup>78)</sup>。また、同時期の器銘であると思われる殺簋銘<sup>79)</sup>（中期 [4243]）では、王が武官の宮室〔師嗣馬宮〕に所在している（ちなみに、同器銘で井伯が復活して「右者」に就任している）。すなわち、王朝は再度「関中本位」にシフトを移したのである。

続いて宣王期に入ると、王畿内大族への財の再分配を確実なものとするため、再度陝東戦略を重視することになった。政権構成員対策としては、一種の宥和政策がとられたものと考えられ、従前の経緯で没落したものと見られる諸族の再起用が進められている。まず、周系大族である毛氏、虢氏は宣王初年より重用されているのであるが<sup>80)</sup>、在位10年代以降になると厲王代に重用されていた克氏が再登用されており<sup>81)</sup>、在位40年代以降になると夷王代に登用されていた栄氏や単氏も再登場している<sup>82)</sup>。要するに、出自や従来の経緯を問わずに「陝東戦略の遂行」を至上命題として諸大族の統合を図っていたようなのである。一方、井氏が相変わらず逼塞しているのは、厲王代における排斥の結果であろうか<sup>83)</sup>。

幽王代に入ると、再び王朝の政策は「関中本位」に偏重するようになったようであり、次第に王畿内中央大族である虢氏等と陝東地域の有力外諸侯集団の利害対立が先鋭化するようになった。その結果、両者は王朝の後継者問題をめぐって武力衝突するに至り、外諸侯集団は太子宜咎（平王）の姻族である申侯を中心に結束して幽王を打倒し、やがて平王は「成周」地区の澗河両岸地帯に定都することになるのである<sup>84)</sup>。

## 結び

西周王朝は、「関中政権」としての顔と「陝東政権」としての顔の“二つの顔を併せ持つ”王朝であった。但し、「関中」と「陝東」の双方に対して常に同じ比重で向き合っていたのではなく、時期によってその政治力の焦点には偏りがあった。「克殷」以前の周政権が「関中」支配に重きを置いていたことは言うまでもないが、「克殷」後の西周前期においては「陝東」支配の確立に重点が移されるようになった。ところが、昭王敗死後の西周中期においては、王畿内における軍事優先体制のも

と「関中」支配に重心が移され、ついで西周後期になると、関中の閉鎖的自給体制のもとでの矛盾を克服するため、「陝東」支配に焦点が移された。ただ、西周後期の「共和」時代には一旦「関中」に重心が移動しており、宣王親政期以降には再び「陝東」支配に重点を移したものの、幽王代に入って再度支配の重点は「関中」に移動したのである。そうして、そのことに不満を持つ陝東外諸侯集団の決起により、最終的に王朝の中心は「陝東」へと遷っていくことになったのである。

上述した政権の中心移動を、“二つの顔”毎に時系列上で置き直すと、「関中」に焦点があった時代〔(先周) — (穆・共・懿・孝王期) — (共和期) — (幽王期)]と「陝東」に焦点があった時代〔(武・成・康・昭王期) — (夷・厲王期) — (宣王親政期) — (平王期)]の2系統に分けることができる。すなわち、西周王朝は、「関中地域に主軸を置く王統」と「陝東地域に主軸を置く王統」という《2つの王統》から成り立つ王朝であったものと考えられるのであり、2つの王統は螺旋構造を描くようにして政権交替を繰り返していたのである。

では、西周王朝自身は、いずれの王統を“正統”と認めていたのでしょうか。ここで参考になるのが西周後期になって整備が進行した「王の名を冠した」王宮の存在である。そこで採用されている歴代王の系統こそが、“正統の王統”として認識されていたものと考えられるからである。王朝史の画期となる「西周中期改革」期以降において、まず共王～懿王期頃には「成」,「康」,「穆」の名を冠する「大室」や「寝」が現れている<sup>85)</sup>。ついで夷王代に初めて「康」を冠する王宮が現れ<sup>86)</sup>、以後「康」字を冒頭に掲げることが慣例となる。続いて厲王代には「康穆」,「康夷」を冠する王宮が現れ<sup>87)</sup>、共和代には「康昭」が登場し<sup>88)</sup>、宣王代に至って「康昭」,「康穆」,「康夷」,「康厲」が出揃うことになる<sup>89)</sup>。以上の王名王宮に関し、まず第一に指摘できるのは、「康王」を現王に直結する王統の始祖として最重要視していたという点である。そして第二に注目されるのは、共・懿・孝の三王の名が意図的に外されていたという点である。すなわち、「関中本位」時代を体現する三王の時代は“失われた記憶”とされていたのであり、少なくとも西周後期の王朝では「陝東本位」時代の王統が正統視されていたことが判るのである<sup>90)</sup>。

## 注

- 1) 「宗周」,「成周」,「周」が排他的な別称であった点については、尹盛平 1983 参照。なお、尹氏は周原遺跡を「周」に同定され、「岐周」と同一視されているのであるが、後述するように「岐周」に相当する地は周原遺跡以北の周公廟遺跡に同定すべきであると考えられる。本稿では、「周」については主に「周原」と表記することにする。
- 2) 西周王朝の複都制については、盧連成 1991 や李令福 2000 等参照。李氏は「多都併用制度」という呼称で表現されている。なお、尹盛平 1983 は周原を“故都”と称され、“国都”宗周,“陪都”成周と区別されている。また、丁海斌 2011 は、成周の造営を「中国陪都制度の創始」と位置づけられている。
- 3) 潘明娟 2008 参照。また潘氏は、宗周を“主都”、成周及び周原を“陪都”とされている。なお、前掲の李令福 2000 も、周原を“聖都”と表現されている。
- 4) 『左伝』昭公 32 年条に「昔成王合諸侯城成周、以東都、崇文徳焉。」とある。
- 5) 松井嘉徳 2002: 第 I 部第二章参照。
- 6) 松井嘉徳 2002、82 頁参照。
- 7) 松井嘉徳 2002、81 頁参照。
- 8) 『研究』,『通釈』については、本稿末尾の《引用文献一覧》参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集成録』【以下『近』】、『近出殷周金文集成録二編』【以下『近二』】の断代案を参考にする。

また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』,『近二』の断代案、(2)『集成』

又は『近』、『近二』の著録番号、(3)『研究』の断代案の順に付記することにする(『近』、『近二』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』、『近』、『近二』の断代案の西周早期、西周晩期を本稿では前期、後期と改めた)。

なお、これらに未収録のものについては、著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。

- 9) 西江清高 1993, 1994 参照。土器群 A, B, C の呼称及び下記先周期の概要については、当該論文に従う。なお、周人の発展過程については、西江 2011 参照。
- 10) 飯島武次氏は「文王の前半時代の本拠地はやはり「周城」で、後に文王は王位継承者である武王を連れて豊京に遷り、周城のある岐邦の地を周公旦に与えている」(飯島武次 2013: 25 頁)と説明され、周公廟遺跡と「周城」(岐邦)の地を同定されている。しかし、周公廟遺跡を周公旦の采邑と見る見解については、今少し慎重であるべきであろう。
- 11) 飯島武次 2013: 25 頁参照。
- 12) 莽京に関する諸説については、邵英 2006 参照。邵氏も本稿の所論と同じく、宗周を鎡京と同定されており、また莽京が鎡京の近隣に所在したものと解釈されている。
- 13) 「鬲白」の比定地については、管説(于省吾 1977, 程平山・周軍 2000)や偃師説(蔡運章 1988)等がある。前者は河南省鄭州市附近、後者は洛陽市の県級市: 偃師市附近に比定される。また、彭裕商[保利 2005]や何景成 2011 は、殷墟附近に比定している。
- 14) 本稿では、関中王畿以東(河南省三門峽市陝県附近以東)の周王朝にとっての新征服地を「陝東」地域と総称することにする。
- 15) 𠄎尊銘で賜与対象とされている𠄎は、𠄎簋銘(文物 2009—2(成王期))では十干諱号を用いている。また、𠄎尊銘では殷式紀年法も用いており、陝東出自であると見られる。殷式紀年法や陝東系諱号については、拙稿 2010 参照。
- 16) 偃侯旨鼎銘(前期 [2628]、I B)及び麦尊銘(前期 [6015])参照。麦尊が林断代の西周 I B に相当する器型である点については、《表 I》の注①参照。
- 17) 虎方征伐が I A 期～I B 期の交界に繋げられる点、及び関連器銘については、拙稿 2012 参照。なお、沈長云 2013 も当該征伐について成康期の事跡であると推定されている。
- 18) 『通釈』3 上: 453 頁では、禹鼎銘(後期 [2833—2834]、III B)に見える「歴寒」と「寒師」との関連性について指摘されている。「歴寒」は、鄂侯馭方に率いられた南淮夷、東夷の反乱勢力が入寇した地である。
- 19) II A 期の「東夷大反」及び関連器銘については、拙稿 2012 参照。なお、後述する II A 期の楚征伐関連器銘についても同論文参照。
- 20) 3 器銘はいずれも濂公関連器銘である。寧鼎銘で濂公は東伐に従事しており、嗣鼎銘及び厚趙方鼎銘では賜与者となっている。
- 21) 召尊銘(前期 [6004]、II A)に見える「炎白」と同一地であると考えられる。
- 22) 覲簋が共王 24 年に繫年すべきであると見られる点については、《表 II》の注①参照。李学勤 2006 等は穆王期説をとっているが、韓巍 2011a は共王期説をとっている。
- 23) 斝簋が共王 28 年に繫年すべきであると見られる点については、《表 II》の注②参照。呉鎮烽・朱艳玲 2012 等は穆王期説をとっている。
- 24) 虎簋銘、趙簋銘、鬲鼎銘の 3 器銘は密叔関連器銘であり、いずれも密叔が右者を勤めている。なお、鬲鼎については林断代: 一二型鼎の西周 II B 期に相当する器型であると判断され、共王代頃に繋げるべきであると思われる。張懋鎔 2013 は穆王期説をとっている。
- 25) 「周穆王大室」については、後述する「周師泉宮」(「周の師泉宮」)や「周師量宮」(「周の師量宮」)等と同様に「周の穆王大室」と訓むべきであろう。後述する「王の名を冠した」王宮の初期の形態であろうと思われる。
- 26) 免簋銘と守宮盤銘は周師関連器銘であり、免簋銘では免が周師の補佐を命じられており、守宮盤銘では周師が賜与者となっている。
- 27) 周原遺跡の概要については、陳全方 1988 等参照。
- 28) 特に召陳遺址及び雲塘・斉鎮遺址の主要建築物の建造年代が西周中期以降に繋げられる点については、

- 陝西 1981、周原 2002 及び陝西 2007 参照。
- 29) この点について飯島武次氏は「周原遺跡群は、・・先周時代から西周後期に至る全時代の遺跡群が存在し、・・殷後期併存期の先周時代からの重要な遺跡であることを示している。しかし、所謂周原遺跡に存在する遺構の中心的時代は西周中・後期と推定され、西周王朝建国期の遺構は、必ずしも顕著ではない」と総括されている（飯島武次 2013：26 頁）。
- 30) 夷王 13 年の無異簋銘及び応侯見工鐘一～四銘は、後述する淮南夷毛征伐の関連器銘である。拙稿 2012 参照。なお、本稿では『集成』の器銘を三・四銘と称して『近二』の一・二銘と区別する。
- 31) 南国良子の乱を厲王元年に繋げる点、及び関連器銘については拙稿 2013 参照。また、後述する鄂侯反乱を厲王 33 年に繋年する点及び関連器銘についても同論文参照。
- 32) 晋侯蘇鐘銘については、吉本 2004 の指摘に従い、冒頭の「佳王卅又三年」から「王入格成周」までを厲王代の器銘からの転写と考える（以下の器銘は宣王代の事跡）。
- 33) 『国語』周語上に「三十二年春、宣王伐魯、立孝公。・・」とある。
- 34) 「夙夷」は「宿夷」に同定され（李凱 2009）、宿国の地望は山東省泰安市東平県に比定される（陳槃 1969、宿国条参照）。
- 35) 儀礼中に右者を配する等、明らかに冊命儀礼としての性格を有しているのが、銘文中に「冊命」乃至は「冊」の語が欠如しているため、本稿では「冊命儀礼に準ずる儀礼」という意を込めて「冊命型儀礼」と称する。
- 36) 泉子聖に対する征伐は大保簋銘（前期 [4140]、I A）に見え、帰順後の泉氏は武官として王朝に仕えた〈泉弑貞銘（中期 [5419—5420]、II B）等参照〉。禁侯討伐については禽簋銘（前期 [4041]、I B）及び剛劫尊銘（前期 [5977]、I A）〔同貞銘（前期 [5383]）〕に見える。周初における「侯」の反乱は他に類例が無く、殷代以来の「侯」もしくは帰順して王朝から「侯」に任ぜられた陝東出自諸侯なのではないかと思われる。なお、本稿ではいわゆる爵称としての“侯”を称する諸侯については、特に「侯」と表記する。殷代の「侯」については、落合 2012：第九章第三節参照。
- 37) 微族の諸銘器は「周原地区」の陝西省扶風県法門鎮莊白村 1 号窖藏から出土しており、文官として王朝に出仕していた。また北京市房山区琉璃河鎮燕国墓地出土克盃銘〔『近』（前期 [942]）〕〔同鬲銘〔『近』（前期 [987]）〕〕に拠ると、微族は羌族等と共に燕国に入国している。一方、単族の銘器は「成周地区」の河南省洛陽市唐城花園 M417 から出土しており〔単鼎銘〔『近二』（前期 [265]）〕等〕、前述の莊白村 1 号窖藏からも出土例がある〔陵方鬲銘（前期 [9816]）〕。また、琉璃河鎮燕国墓地 M251 からは単子貞（前期 [5195]）が出土している。単氏が陝東出自と見られる点については、拙稿 2010 参照。
- 38) 戈族の銘器は、「周原地区」の扶風県齊家村〔戈父己鼎銘〔『近二』（前期 [200]）〕〕や鹵地附近の旬邑県下魏洛村 M1〔戈簋銘〔『近二』（前期 [343]）〕〕のほか、「豊鎬地区」の陝西省長安県斗門鎮普渡村 M3〔繁鬲銘（前期 [9822]）〕からも出土している。なお、涇河以北には涇陽県興隆郷高家堡「戈国」遺跡が所在する。また、息国遺跡である河南省羅山県後李村 M43〔戈觚銘〔『近』（殷後期 [709—710]）〕〕や羅山県天湖村 M27〔戈觚銘〔『近』（殷後期 [711]）〕〕でも出土例があり、山西省曲沃県曲村鎮北趙村晋国墓地 M6081〔戈父辛盤銘〔『近二』（前期 [919]）〕〕や河南省鹿邑県長子口墓 M1〔戈丁罍銘〔『近二』（前期 [811]）〕〕、琉璃河鎮燕国墓地 M1149〔戈父壬鬲〔『近二』（前期 [61]）〕〕からも銘器が出土している。
- 39) 召族が陝東出自であると見られる点については、白川静 1955 参照。本文所掲の事跡については、前掲大保簋銘、厲侯玉戈銘（考古学報 1956—3）、保貞銘（前期 [5415]、I B）〔同尊銘（前期 [6003]）〕参照。燕国、衛国、宋国の封建に関与していたと見られる点については、拙稿 2013 参照。
- 40) 孟族に関する本文所掲の事跡は、大孟鼎銘（前期 [2837]、I B）、孟爵銘（前期 [9104]、I B）、小孟鼎銘（前期 [2839]）に見える。孟族が陝東出自と考えられる点については、拙稿 2010 参照。なお、虎方征伐の総督となっている南宮氏〈中方鼎二・三銘（前期 [2751—2752]）等参照〉についても、北趙村晋国墓地 M6081 出土の南宮姫鼎一・二銘〔『近二』（前期 [262—263]）〕に見える南宮姫が姫姓の晋国貴人に入嫁した者であると仮定すると、非姫姓の陝東出自大族であった可能性が指摘できる。また、南宮氏について韓巍 2011 は、南宮乎鐘銘（後期 [181]、III）に「先祖（皇祖）南公」とある点等を以て南宮氏（＝南氏）説を主張されているが、「先祖南公」の「南」は諡称と見るべきであり、南氏は南姑鬲銘〔『近二』（中期 [123]）〕の銘文に基づいて姑姓の族であると考えられるべきであろう。

- 41) 殷末における孟方の反乱や召族、微族等の離反については、落合 2012：第十二章第一節参照。
- 42) 周公については、周公廟甲骨に事例が見えるほか、小臣單簋銘（前期 [6512]、I A）では克殷に従軍しており、前掲禽簋銘では禁侯征伐に従事している。また、史牆盤銘（中期 [10175]、II）に拠ると、帰順した微族に対する采邑の分与を管掌している。周初における周公一族以外の周系大族の例としては、畢公の名が見える [史隣簋銘（前期 [4030—4031]、I B）]。
- 43) 周公の子：明公は東国征伐に従事し〈明公簋銘（前期 [4029]）〉、成周において卿事寮、諸尹等の王朝官制組織を管掌している〈令方彝銘（前期 [9901]、I B）[同尊銘（前期 [6016]）]〉。また、成周で祭祀儀礼に従事していた事例もある〈作冊鬲卣銘（前期 [5400]、I B）[同尊銘（前期 [5991]）]〉。
- 44) 虢氏及び毛氏は班簋銘（中期 [4341]、II A）で初出し、謙氏も寧鼎銘（前期 [2740—2741]、II A）等の II A 期諸器に見出される。謙氏は謙姫爵銘 [『近二』（前期 [784]）] の事例に拠ると姫姓であると見られる。
- 45) 召尊銘に「・・伯懋父賜召白馬敏黃、髮微。・・召万年永光、用作園宮旅彝」とある。
- 46) 孟卣銘に「兮公室孟鬯，束，貝十朋。孟対揚公休、用作父丁室尊彝」とある。
- 47) 陝東出自の王官は、陝東地域への「省」に従事することもあった。前掲大孟鼎銘の孟の事例の他には、虎方征伐時に静や師中（中）が「省」（「先省」）した事例がある〈静方鼎銘 [『近』（前期 [357]）] 及び中觶銘（前期 [6514]）に十干諡号が見え、両者共に陝東出自であった点が確認される〉。静及び師中は、曾、方、鄧、鄂等の陝東系諸侯国を経巡っているのであるが、同じ陝東出自者による説論は、これら諸侯国を早期に帰順させる上で有効に作用したものと推定される。
- 48) 戡簋銘で右者に就任している穆公は盞方尊銘（中期 [6013]、II B）でも右者に就任しており、その際に受命者となっている盞は盞駒尊銘（中期 [6011]、II）では師遽に召し出されて王からの賜与を受けている。従って、戡簋銘は師遽簋銘と同時期の器銘であると見られる。また、虎簋銘に拠ると「走馬」は武官であると判断されよう。
- 49) 盞方尊銘では、盞が六白と八白の鬯の鞞嗣（＝兼任）を命じられており、また親簋銘では親に対して冢嗣馬に就任することが命じられている。王朝直轄の軍事拠点である「白」については、拙稿 2012 参照。また、嗣馬職については張垂初・劉雨 1986：12～13 頁参照。「走馬」同様の武官であると推定される。
- 50) 師酉鼎銘に「・王呼史穉、冊命師酉。嗣乃祖啻官邑人，虎臣，西門夷，皐夷，秦夷，京夷，畀身夷。・」とある。
- 51) 善鼎銘に見える「大師宮」の「大師」が、共王 8 年の師鬻鼎銘の「伯大師」もしくは懿王 12 年の大師盧簋銘の「大師盧」に該当すると思われる点については、後述。
- 52) 幽地を彬県附近に同定する説については、谷口義介 1988：第三章：一参照。
- 53) 静簋銘（中期 [4273]、II B）に見える「幽蓋白」も、幽白が関係する同時期の事例であると見られる。
- 54) 王官が管轄する宮室の例としては、令鼎銘（前期 [2803]）の「謙宮」や子方鼎一・二銘 [『近二』（前期 [318—319]）] の「榮仲宮」等を挙げることができる。一方、伯農鼎銘（中後期 [2816]）で、鞞侯伯農が「朕文考順公宮尊鼎」を作器していた例によると、外諸侯も宮室を所持していたようであり、また麦盃銘（前期 [9451]、III）に「井侯光厥吏麦、囑于麦宮」とあるのによると、外諸侯の陪臣も宮室を所持していたようである。
- 55) 師賁簋銘で冊命官となっている内史呉は牧簋銘に見え、また右者に就任している嗣馬井伯は懿王 12 年の前掲走簋銘に見える。なお、松井嘉徳氏は「周師嗣馬宮」を「周の師嗣馬宮」と解釈されているのであるが（松井嘉徳 2002：86 頁：注 20）、前掲免簋銘や前掲守宮盤銘、獄簋銘 [『近二』（中期 [438]）]、獄盃銘 [『近二』（中期 [836]）] で「周師」は人名として見えており、「周師の嗣馬宮」と訓むべきであろう。
- 56) 前注で述べたように、獄盃銘には周師の名が見え、右者に就任している。
- 57) 師賁に対しては、邑人師氏の官嗣が命ぜられている。共和元年の師西簋銘（中期 [4288—4291]、III B）に見える「邑人虎臣」に類する武官職であろう。
- なお、武官の宮室ではないが、同様に王官の宮室に王が所在する同時期の例としては、懿王 13 年の前掲癸壺一銘及び鮮鐘銘（中期 [10166]）の「成周嗣土澆宮」がある。
- 58) 師農鼎銘では師農に対して師俗の補佐が命じられており、免簋銘では免に対して周師の補佐が命じられている。呂服余盤銘及び庚季鼎銘については、本文にて後述。呂服余盤銘は共懿期頃に繫けられており（王

- 慎行 1986)、また庚季鼎銘で右者に就任している伯俗父(師俗)は師農鼎銘に見える(また、孝王5年の裘衛鼎一銘(中期 [2832]、ⅡB)では、執政団員に就任している)。なお、武官によるものではないが、前掲走簋銘では走に対して益の補佐が命じられている。
- 59) 夷王代以降において、王朝が主導的に陪臣関係を構築する事例としては、同簋銘(中期 [4270—4271])や申簋銘(中期 [4267])、迷盤銘[『近二』(939)]、迷鼎二銘[『近二』(330—339)]等を挙げることができる。但し、いずれも武官以外の事例である。
- 60) ⅡB期における淮夷の侵攻については、拙稿 2012 参照。
- 61) 「周的体制」とは、「西周中期改革」を経て構築された周王朝独自の政治体制を指す。「西周中期改革」の概要については、拙稿 2010 参照。
- 62) 白川静氏の断代に従い、儼匜銘については懿王期(『通釈』6:289頁)、散氏盤銘については懿孝期(『通釈』3上:222～223頁)もしくは孝夷期(『通釈』3上:228頁)と見る。
- 63) 「貢納システム」については、拙稿 2012 参照。
- 64) 【 】内の名称は、当該銘器における井氏の固有名詞を指す。以下同じ。
- 65) 覇伯簋銘(黄錦前 2012(中期前段))で、覇伯に対し蔑曆を担当している井叔の事例も、同時期のことであろう。覇伯簋を懿王代に繋げる所説については、王保成 2013 参照。なお、当該期のみで井伯の嗣馬職就任事例が見出される点も、先述した軍事優先体制と関連するであろう。
- 66) 白川静氏は、戈斿作匕簋銘(殷 [3394—3396])の「斿」字を「榮」字に字積され、榮氏の器に含めておられる(『通釈』1下:610～611頁)。もしそうであるとする、榮氏は戈族出自であった可能性がある。また、白川氏は榮氏について「殷以来の旧族かもしれない」とも指摘されている(『通釈』3上:477頁)。なお、彭裕商[保利 2005]も榮仲方鼎銘(=後掲の子方鼎一・二銘)に十干諱号及び凶象記号が見える点等から陝東出自説をとられているのであるが、子方鼎銘の作器者は『近二』の積文に従うなら榮仲ではなく「子」であると思われる。ちなみに、榮氏は『路史』(高辛紀下)等によると姫姓出自であるとされており、単氏等と同様に姫姓出自の伝承が形成された可能性がある(単氏の姫姓出自伝承については、拙稿 2013 参照)。
- 67) 「周化」の定義については、拙稿 2010 参照。
- 68) 西周中期以前における榮氏の活動例としては、肆簋銘(中期 [4192—4193])や榮簋銘(前期 [4121])、小孟鼎銘(前期 [2839])、井侯簋銘(前期 [4241]、ⅡA)を挙げることができる。いずれも王官として賜与役等を担当しており、井侯簋銘では王命を受けて井侯の陪臣となっている。
- 69) 「王作榮仲宮。・・子賀榮仲夙璋一，牲大牢。己巳，榮仲速芮伯，胡侯，子。子賜白金鈞。・・」なお、彭裕商[保利 2005]は当該器銘を成康期に繋げられている。
- 70) 白川静氏の断代に従い、康鼎銘(『通釈』5:511～512頁)、衛簋銘(『通釈』6:213頁)、同簋銘(『通釈』5:512頁)については孝夷期、卯簋銘(3上:325頁)については夷王期と見る。また、弭伯簋銘に関しては、夷王13年の前掲望簋銘で右者に就任している宰邰父と同一人物であると見られる仲邰父が楚簋銘(後期 [4246—4249]、ⅢB)でも右者に就任しており、楚簋銘で冊命官を勤めている内史尹氏が弭伯簋銘でも冊命官として着任しているため、夷王代に相当する器銘であると考えられる。
- 71) 揚簋銘で冊命官に就任している内史年と同一人物であると見られる史年は、夷王4年の前掲癸盥銘や夷王13年の前掲望簋銘でも冊命官に着任しており、夷王代の器銘であると見られる。
- 72) 単氏の「周化」過程については、拙稿 2013 参照。
- 73) 弭叔簋で、弭叔は弭伯簋銘に見える弭伯の補佐を命じられており、また弭伯簋銘で冊命官に着任している内史尹氏と同一人物であると見られる尹氏が同じく冊命官に就任しているため、同時期の夷王代銘器であると考えられる。
- 74) 召伯虎の名が厲王5年の琿生簋一銘(後期 [4292]、ⅢA)及び翌6年の琿生簋二銘(後期 [4293])に見え、また召伯虎盥[『近二』(後期 [497])]が洛陽市東郊のM906から出土している。なお、琿生簋一、二銘で作器者となっている琿生は召伯虎の支族であると考えられるが、共和11年の前掲師斿簋銘では「宰琿生」として右者に就任している。また、『詩』大雅・崧高には召伯による申伯封建記事が見える。
- 南宮氏については、南宮柳鼎銘(後期 [2805]、ⅢA)に南宮柳が受命者として見え、前掲禹鼎銘等に見える武公が右者に就任している点から、厲王期の器銘であると見られる。また、厲王37年の前掲善夫山

鼎銘では、南宮が右者に就任している。

- 75) 克氏については、殷代に繋げられる克戈銘 [『近』(商代後期 [附 73])] にその名が見え、師克盃銘 (後期 [4467—4468]) に「丕顯文武、応受大命、匍有四方。則繇佳乃先祖考、有勳于周邦。」とあるのによると、克殷以来の旧臣であったらしい。その後、克甗 [『近二』(前期 [110])] が北趙村晋国墓地 M6069 で出土している点を見ると、一時晋国の陪臣になっていた可能性もあるが、大克鼎銘 (後期 [2836]、ⅢB) に「克曰、穆穆朕文祖師華父、・・肆克龔保厥辟共王、諫辟王家。」とあるのによると、共王代には王官に復帰していたものと見られる。おそらく克氏が「周化」する画期となったのも共王代頃であろう。その後、夷王元年の師旅簋一銘 (後期 [4279—4282]、ⅢA) では冊命官 (作冊尹克) として見え、ついで厲王期に入り、善夫克が大克鼎や小克鼎 (後期 [2796—2802]、ⅢB)、前掲克盃等の諸器を作器している。
- 76) 前掲大克鼎銘に「・・王若曰、克、・・賜汝井家芻田于啗、以厥臣、妾、・・賜汝井退芻人。執賜汝井人奔于景、・・」とある。
- 77) 厲王 17 年の前掲此鼎銘では嗣土毛叔が右者を勤めており、同 31 年の前掲鬲攸従鼎銘では虢旅が訴訟裁定者の地位に就いている。また、虢仲盃銘 (後期 [4435]、ⅢA) や柞伯鼎銘 [『近二』(後期 [327])] に見える南淮夷征伐記事や戎討伐記事は、『後漢書』東夷列伝に「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之」とある事跡に該当するものと思われる。
- 78) 師兌簋一銘、師兌簋二銘いずれも、師兌に対して師穌父の補佐が命じられており、「左右走馬」及び「五邑走馬」の嗣が命じられている (師兌簋二銘では「左右走馬」のみ)。「走馬」は前述のように武官職であると考えられる。
- 79) 殺簋銘が共和年間の器銘であると考えられる点については、《表Ⅲ》の注⑥参照。
- 80) 宣王 2 年の前掲鄧簋銘では毛伯が右者を勤めており、同時期の器銘であると見られる毛公鼎銘 (後期 [2841]、ⅢB) [白川静氏は、宣王元年前年に繋げられている [『通釈』5:525 頁]] では、「公族、参有嗣、小子、師氏、虎臣と朕が襲事」を執嗣する重任に就いている。また、宣王 12 年の虢季子伯盤銘 (後期 [10173]) には、虢季による玁狁征伐記事が見える。
- 81) 宣王 16 年の前掲克鐘参照。同器銘には厲王の名を冠した「周康厲宮」が見え、また宣王 18 年の前掲呉虎鼎銘では「隳厲王命。取呉□旧疆、付呉虎。」というように、呉虎に対して厲王期に内定していた領地を「厲王の命を隳いで」付与している。宣王親政期も 10 年代以降になると、厲王に対する一定の名誉回復が進められていたのであろう。
- 82) 迷盤銘 [『近二』(後期 [939])] 及び宣王 43 年の前掲迷鼎二銘で、単叔系の呉迷が榮兌の補佐を命じられている。
- 83) 但し、克鐘銘で召し出し役を勤めている士召の関連器銘であると考えられる召壺銘 (中期 [9728]、ⅢB) では、井公が右者に就任しており、一定の政治的地位は保持していたようである。
- 84) 『竹書紀年』に「申侯、魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故称天王。幽王既死、而虢公翰又立王子余臣於携。周二王並立。」(『左伝』昭公 26 年:正義所引) とあるように、両者の対立は幽王死後も継続することになった。東遷期の概況については、吉本通雅 2005:第二部上篇第一章参照。また、平王が澗河兩岸地帯に定都した経緯については、拙稿 2012 参照。
- 85) 共王 2 年の前掲呉方彝銘 [『周成大室』]、前掲師遽方彝銘 [『周康寢』]、懿王元年の前掲召鼎銘 [『周穆王大室』]、前掲猷簋銘 [『康大室』]。「大室」や「寢」は、「王宮」より小規模な施設 (或いは王宮内の施設) であろうと考えられる。
- 86) 夷王元年の前掲師頴簋銘に初見する。なお、西周前期の前掲令方彝銘にも「康宮」が見えるのであるが、所在地が成周であるという点及びそもそも康王期とほぼ同時期であると考えられる点から、「西周中期改革」期以降の「王名を冠した王宮」とは異質の施設であると思われる。白川静氏も「その名義は康王とは別に由来するところがあるはずである」と指摘されている (『通釈』1 上:297 頁)。
- 87) 厲王 16 年の前掲成鐘銘 [『周康夷宮』]、同 17 年の前掲此鼎銘 [『周康宮夷宮』]、同 18 年の前掲克盃銘 [『周康穆宮』]。なお、前掲大克鼎銘に「穆廟」、厲王 27 年の前掲伊簋銘に「穆大室」、厲王 31 年の前掲鬲攸従鼎銘に「周康宮夷大室」、前掲南宮柳鼎銘に「康廟」が見える。
- 88) 共和 7 年の前掲師兌簋三銘 [『康昭宮』]。なお、同元年の前掲師兌簋一銘に「康廟」、師兌簋三銘に「康室」が見える。

- 89) 宣王2年の前掲鄴簋銘〔「周昭宮」〕、同3年の前掲頌鼎銘〔「周康昭宮」〕、同16年の前掲克鐘銘〔「周康厲宮」〕、同18年の呉虎鼎銘〔「周康宮夷宮」〕、同19年の越鼎銘〔「周康昭宮」〕、同28年の前掲袁盤銘〔「周康穆宮」〕、同42年の前掲逯鼎一銘〔「周康穆宮」〕、同43年の前掲逯鼎二銘〔「周康宮穆宮」〕。
- 90) なお、このような認識は後代にまで受け継がれていたようである。吉本道雅2007によると、『左伝』の西周史認識は3期に分けて考えられるが、その画期が〔①文王～穆王期の興隆期、②共王・懿王・孝王の空白期、③夷王～幽王の衰退期〕とされているのは示唆的である。

### 《参考文献》

【青銅器銘・青銅彝器著録】〈及び略称〉

- ◇林巳奈夫『殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷』（東洋学報〈京都〉35、1983）、『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器総覧1—』（吉川弘文館、1984）《略称：『研究』》
- ◇白川静『白川静著作集 別巻 金文通釈』（平凡社、2004～2005）〈原著：『金文通釈』（白鶴美術館誌1～56、1962～1984）〉《略称：『通釈』》
- ◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』（中華書局、1984～1994）《略称：『集成』》
- ◇劉雨、盧岩編『近出殷周金文集録』（中華書局、2002）《略称：『近』》
- ◇劉雨、嚴志斌『近出殷周金文集録二編』（中華書局、2010）《略称：『近二』》
- ◇佚名『続考古図』（紹興年間（1131～1162））
- ◇梁詩正編『西清古鑑』（1755）
- ◇郭沫若『兩周金文辞体系』（1932）《略称：『体系』》

[論考：中文]

- 尹盛平「試論金文中的“周”」（考古与文物：叢刊3「陝西省考古学会第一屆年會論文集」、1983）
- 于省吾「利簋銘文考釈」（文物1977—8）
- 王慎行「呂服余盤銘考釈及其相關問題」（文物1986—4）
- 王保成「翼城大河口霸伯簋試解」（中原文物2013—2）
- 夏含夷「從作冊盂盨再看周穆王在位年數及年代問題」〔朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』（上海古籍出版社、2011）《以下、『新出』と略称》〕
- 韓巍「親簋年代及相關問題」〔『新出』（2011）a〕  
同上「讀《首陽吉金》瑣記六則」〔『新出』（2011）b〕  
同上「簡論作冊盂盨及相關銅器的年代」（中国国家博物館館刊2013—7）
- 何景成「宧侯視工青銅器研究」〔『新出』（2011）〕
- 吳鎮烽・朱艷玲「斲簋考」（考古与文物2012—3）
- 黃錦前「霸伯孟銘文考釈」（中国国家博物館館刊2012—5）
- 蔡運章「《鬲師》新解」（中原文物1988—4）
- 周原考古隊「陝西扶風縣雲塘、齊鎮西周建築基址1999～2000年度發掘簡報」（考古2002—9）
- 朱鳳瀚「由伯斲父簋銘再論周厲王征淮夷」（古文字研究27、2008）  
同上「簡論與西周年代學有關的幾件銅器」〔『新出』（2011）〕
- 邵英「宗周、鎬京与莽京」（考古与文物2006—3）
- 沈長云「靜方鼎的年代及相關歷史問題」（中国国家博物館館刊2013—7）
- 陝西省考古研究所「陝西扶風縣雲塘、齊鎮西周建築基址2002年度發掘簡報」（考古与文物2007—3）
- 陝西周原考古隊「扶風召陳西周建築群基址發掘簡報」（文物1981—3）
- 張垂初・劉雨『西周金文官制研究』（中華書局、1986）
- 張光裕「斲簋銘文与西周史事新証」（文物2009—2）
- 張懋鎔「新見金文与穆王銅器断代」（文博2013—2）
- 陳全方『周原与周文化』（上海人民出版社、1988）
- 陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異』（中央研究院歷史語言研究所專刊、1969）《三訂本（1988）》
- 陳夢家「西周銅器断代」五（考古学報1956—3）〔同氏『西周銅器断代』上（中華書局、2004）：47～48頁〕

に再録]

- 丁海斌「論中国古代陪都現象」(社会科学戦線 2011—1)
- 程平山・周軍「商周管邑地望考略」(中原文物 2000—4)
- 潘明娟「西周都城体系的演变与岐周的聖都地位」(陝西師範大学学报〈哲学社会科学〉2008—4)
- 「保利芸術博物館収蔵的兩件銅方鼎筆談」(文物 2005—10)
- 李凱「晋侯蘇編鐘所見的西周巡狩行為」(文物春秋 2009—5)
- 李学勤「論親簋的年代」(中国歴史文物 2006—3)  
同上「由新見青銅器看西周早期的鄂, 曾, 楚」(文物 2010—1)
- 李令福「周秦都邑遷徙的比較研究」(中国歴史地理論叢 2000—4)
- 盧連成「論商代, 西周都城形態(統篇)」(中国歴史地理論叢 1991—1)

[論考: 日文]

- 飯島武次「渭河流域先周・西周遺跡調査報告」[飯島武次編『中国渭河流域の西周遺跡Ⅱ』(同成社、2013) 所収]
- 落合淳思『殷代史研究』(朋友書店、2012)
- 白川静「召方考」[『白川静著作集』別卷: 甲骨金文学論叢《上》(平凡社、2008) 所収〈原載: 『甲骨金文学論叢』2集(立命館大学文学部中国文学研究室、1955) 所収〕]
- 谷秀樹「西周代陝東出自者「周化」考」(立命館文学 617、2010)  
同上「西周代陝東戰略考」(立命館文学 626、2012)  
同上「西周代陝東系外諸侯婦順考」(立命館文学 631、2013)
- 谷口義介『中国古代社会史研究』(朋友書店、1988)
- 西江清高「西周式土器成立の背景(上)」(東洋文化研究所紀要 121、1993)  
同上「西周式土器成立の背景(下)」(東洋文化研究所紀要 123、1994)  
同上「歴史的「地域」としての関中平原「周原地区」」[『南山大学人類学博物館所蔵考古資料の研究』(六一書房、2011) 所収]
- 松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院、2002)
- 吉本道雅「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)  
同上『中国先秦史の研究』(京都大学出版会、2005)  
同上『『左伝』と西周史』(中国古代史論叢: 4集、2007)

《表1》 前期における周王の所在地

¶ 「関連器銘」欄の【 】内は、本稿における比定年代を指す（《表2、3も同じ》）。

NO	器名	所在地	関連器銘	吉本	林	『集成』その他
1	利簋	濳白	武征商。王在濳白。		I A	前期 4131
2	鳴士𠄎尊	新邑	王在新邑、初饒。		I B	前期 5985
3	𠄎尊	成周	佳王初遷宅于成周。	成王 5	I A	前期 6014
4	德方鼎	成周	王在成周。侍武禪。自蒿。		I B	前期 2661
5	猷侯鼎	宗周	唯成王大棗、在宗周。賞猷侯鬯貝。		I A	前期 2626—2627
6	厲侯玉戈	豊	王在豊、命大保省南国。			『考古学報』1956—3
7	柞伯簋	周	王大射、在周。王命南宮率王多士。			『近』前期 486
8	中觶		王大省公族于庚旅。			前期 6514
9	鞞鬲	宗周	王命南宮伐虎方之年。王在宗周、王鞞使于鯨。			『近二』前期 126
10	静方鼎	宗周 成周	王在宗周。命師中眾静、省南国。王在成周大室、命静曰。			『近』前期 357
11	中方鼎一	寒師	王在寒師。			前期 2785
12	宜侯矢簋	宜	王省武王、成王伐商囟、徯省東囟。王位于宜宗社。		I B	前期 4320
13	孟爵	成周	佳王初棗于成周。王命孟寧鄧伯。賓貝。		I B	前期 9104
14	圉鬲・簋・卣	成周	王棗于成周。王賜圉貝。			前期 935・3824—3825・5374
15	叔方鼎	成周	王酈、大禰、棗在成周。			『近二』前期 320
16	匱侯旨鼎	宗周	匱侯旨、初見事于宗周。王賞旨貝廿朋。		I B	前期 2628
17※①	麦尊	宗周 莽京	(井) 侯見于宗周、亡尤。迨王格莽京酈祀。			前期 6015
18	臣辰盃・卣・尊	宗周 莽京	佳王大龠于宗周、徯饗莽京年。		I B	前期 9454・5421—5422・5999
19	作冊虺卣	宗周	佳公大史、見服于宗周年。王遣公大史。		I B	前期 5432
20	保卣・尊	周	王于四方、迨王大祀、禘于周。		I B	前期 5415・6003
21	叔隋卣	宗周	佳王棗于宗周。王姜使叔使于大保。			前期 4132—4133
22	不寿簋		王在大宮。王姜賜不寿卣。			中期 4060
23	作冊鬯卣・尊	斥	王在斥。王姜命作冊鬯、安夷伯。 【康王 19】		I B	前期 5407・5989
24※②	作冊折觥・尊・方彝	斥	王在斥。命作冊折兄望土于相侯。 【康王 19】		I B	前期 9303・6002・9895
25	趙卣	斥	王在斥。賜趙采、曰趙。		I B	前期 5402
26	大孟鼎	宗周	王在宗周。命孟。	康王 23	I B	前期 2837
27	小孟鼎		王格周廟。	康王 25		前期 2839
28	貉子卣	呂	王格于呂。敵王牢于厥。		I B	前期 5409
29	繇方	宗周	在宗周。獻仲賞厥臣繇。		I B	前期 2729
30	班簋	宗周	在宗周。甲戌、王命毛伯。		II A	中期 4341
31	厚趯方鼎	成周	佳王來格于成周年。		II	前期 2730
32	嗣鼎	成周	王初于成周。			前期 2659
33	效尊・卣	嘗	王蕝于嘗。公東宮、納饗于王。		II A	前期 6009・5433
34※③	段簋	畢	王在畢烝。 【昭王 14】			中期 4208
35	庚嬴鼎		王格宮、衣事。	昭王 22	II A	前期 2748
36	小臣麥鼎	成周 楚應	王在成周、王于楚麓、命小臣麥先省楚應、王至于楚應。			前期 2775
37	堆叔簋	成周	堆叔從王。貝征楚荆、在成周。			中期 3950—3951
38	令簋	炎	佳王于伐楚伯、在炎。		II A	前期 4300—4301
39	召尊・卣	炎白	在炎白。		II A	前期 6004・5416
40	小子生尊		佳王南征、在。			前期 6001
41	京師吮尊		王涉漢伐楚。			『文物』2010—1 (昭王期)
42	新邑鼎	奠	王來奠新邑。			前期 2682

43	小臣傳卣	莽京	・・王在莽京。・・			前期 4206
44	高卣	周	・・王初饒旁、唯還在周。・・王飲西宮、烝。・・			前期 5431
45	令鼎		王大藉農于諶田、錫。・・			前期 2803
46	貝鼎		・・王狩于昏獸。・・			前期或中期 2695
47	歸夙方鼎	莽京	・・王在莽京。・・			前期 2725—2726
48	井鼎	莽京	・・王在莽京。・・王漁于簋池。・・			前期或中期 2720
49	寓鼎	莽京	・・王在莽京真□。・・			前期 2756
50	鄧公簋		・・王在侯□、・・			前期 3858
51	辛甬相簋	限	・・王在限。・・			『近二』 前期 429
52	呂壺蓋	成周	・・王祭、烝。在成周。・・			『近二』 前期 873
53	豊尊・卣	成周	・・王在成周。・・			中期 5996・5403

※①麦尊は、『西清古鑑』（巻8・33葉）付載の模写図を参照すると、林断代：五型觚形尊の西周ⅠBに相当する器型であると判断される。少なくとも、井侯簋銘（前期 [4241]、ⅡA）に「井侯」が見える以上、井侯の封建がⅡA期より降るとは考えられない。

※②紀年の「19年」は作冊折（=武王代に入臣した微氏：刺祖の孫）の世代及び吉本紀年の歴代周王在位年数から判断して、「康王19年」に比定するのが適当であると思われる。作冊豊卣銘が作冊折觚銘と同年の器銘であると見られる点については、『通釈』6：370頁参照。

※③段簋銘を昭王14年に繫年する点は、白川氏の所説に従う（『通釈』1下：段簋の条参照）。

《表2》 中期における周王の所在地

¶朱鳳瀚主編『新出金文與西周歴史』（上海古籍出版社、2011）については、『新出』と略称している（《表3》も同じ）。

NO	器名	所在地	関連器銘	吉本	林	『集成』その他
1	遙簋	莽京	・・穆王在莽京。呼漁于大池。・・		ⅡA	中期 4207
2	長田盃	下減应	・・穆王在下減应。穆王饗醴。・・		ⅡA	中期 9455
3	趨觶	周	・・王在周。格大室。・・	共王 2	Ⅱ	中期 6516
4	呉方彝	周	・・王在周成大室。旦、王格廟。・・	共王 2	Ⅱ	中期 9898
5	師遽簋	周	・・王在周。格新宮。・・	共王 3		中期 4214
6	趙曹鼎一	周	・・王在周般宮。旦、王格大室。・・	共王 7	ⅡB	中期 2783
7	趙曹鼎二	周	・・共王在周新宮。王射于射廬。・・	共王 15	ⅡB	中期 2784
8	詢簋		・・王在射日宮。旦、王格。・・	共王 17	ⅡB	後期 4321
9※①	親簋	周	・・王在周。格大室、即位。・・ 【共王 24】			『近二』 中期 440
10	裘衛簋	周	・・王在周。格大室、即位。・・	共王 27	ⅡB	中期 4256
11※②	斲簋	宗周	・・王在宗周。格大室、即位。・・ 【共王 28】			『考古与文物』 2012—3(穆王 28年)
12	虎簋	周	・・王在周新宮。格至大室。・・	共王 30		『近』 中期 491
13※③	作冊呉盃	觥	・・王在觥。執駒于觥南林。・・ 【共王 30】			『新出』（朱鳳瀚 2011 (宣王期)、夏含夷 2011 (穆王期))
14	師遽方彝	周	・・王在周康寢、饗醴。・・		Ⅱ	中期 9897
15	盞駒尊		・・王初執駒于殿。・・		Ⅱ	中期 6011
16	盞方尊		・・王格于周廟。・・		ⅡB	中期 6013
17	戠簋		・・王格于大室。・・			後期 4255
18	穆公簋	周 商自	唯王初如□、迺自商自復還至于周。・・			中期 4191
19	利鼎		・・王格于般宮。・・			中期 2804
20	豆閉簋		・・王格于師戲大室。・・		ⅡB	中期 4276
21	師毛父簋		・・旦、王格于大室。・・			中期 4196
22	趨簋	宗周	・・王在宗周。・・王格于大廟。・・		ⅡB	中期 4266
23	善鼎	宗周	・・王在宗周。王格大師宮。・・			中期 2820
24	鬲鼎	宗周 斥	・・王在宗周。遊于斥。・・			『文博』 2013—2 (穆王期)
25	師湯父鼎	周	・・王在周新宮、在射廬。・・		ⅡB	中期 2780

26	殷簋	周	・・王在周新宮。・・			『近』中期 487—488
27	師虎簋	杜应	・・王在杜应。格于大室。・・	懿王元	II B	中期 4316
28	召鼎	周 遷应	・・王在周穆王大[室。王]若曰。召。・・ 王在遷应。・・	懿王元		中期 2838
29	師兪簋	周	・・王在周師泉宮。且、王格大室、即位。・・	懿王 3		後期 4277
30	師晨鼎	周	・・王在周師泉宮。且、王格大室、即位。・・	懿王 3		中期 2817
31	諫簋	周	・・王在周師泉宮。且、王格大室、即位。・・	懿王 5		後期 4285
32	匡卣		・・懿王在射廬。・・	懿王 5		中期 5423
33	牧簋	周	・・王在周。在師汙父宮、格大室、即位。・・	懿王 7		中期 4343
34	大師虞簋	周	・・王在周師量宮。且、王格大室、即位。・・	懿王 12	II B	中期 4251—4252
35	走簋	周	・・王在周。格大室、即位。・・	懿王 12		後期 4244
36	癸壺一	成周	・・王在成周嗣土澆宮。格大室、即位。・・	懿王 13	III A	中期 9723—9724
37	師賁簋		・・王在周師嗣馬宮。格大室、即位。・・		III A	中期 4283—4284
38	免簋	周	・・王在周。・・王格于大廟。・・		II	中期 4240
39	守宮盤	周	・・王在周。・・		II	中期 10168
40	免盤	周	・・王在周。・・		II	中期 10161
41	免尊・卣	奠	・・王在奠。・・王格大室。・・		II B ~ III A	中期 6006・5418
42	史懋壺	莽京	・・王在莽京湿宮。・・			中期 9714
43※④	伯姜鼎	莽京	・・王在莽京湿宮。・・			中期 2791
44	免簋	周	・・王在周。・・			中期 4626
45	大簋一	奠	・・王在奠。・・			中期 4165
46	師盍父鼎		・・王格于大室。・・		III A	中期 2813
47	師兪尊・鼎	上侯	・・王如上侯。・・			中期 5995・2723
48	啓卣	上侯	王出狩南山、・・至于上侯澆川上。・・		II B ~ III A	前期 5410
49	啓尊		啓從王南征、・・在泃水上。・・			前期 5983
50	丕替鼎	上侯应	・・王在上侯应。棗禱。・・		II	中期 2735—2736
51	儼匜	莽	・・王在莽上宮。・・			後期 10285
52	鮮鐘	成周	・・王在成周嗣土澆宮。・・		III	後期 143
53	卻咎簋		・・王格于大室。・・	孝王元		後期 4197
54	蔡簋	減应	・・王在減应。且、王格廟、即位。・・	孝王元		後期 4340
55	師詢簋		・・王格于大室。・・	孝王元		後期 4342
56	王臣簋		・・王格于大室。・・	孝王 2	III A	中期 4268
57	裘衛鼎二	周	・・王在周駒宮。格廟。・・	孝王 9	II B	中期 2832
58	靜簋	莽京	・・王在莽京。・・射于大池。・・		II B	中期 4273
59	靜卣	莽京	・・王在莽京。・・		II B	前期 5408
60	小臣靜卣	莽京	・・王饗莽京。・・			『近二』中期 547
61※⑤	伯唐父鼎	莽京	・・王饗莽京。王禱、辟舟臨舟龍。・・			『近』中期 356
62※⑥	矜簋	宗周	・・王在宗周。格大室。濂叔右矜、・・			『近二』中期 433
63	蔡尊	魯	王在魯。・・			前期或中期 5974
64	敵簋二	周	・・王在周。格于大室。・・			前期 4166
65	鄘伯馭簋	宗周	佶王伐速魚。徂伐潮黑、至。燎于宗周。・・		II B	前期 4169
66	勅鼎	初	・・王在初。・・王禱。用牲于大室、帝昭王。・・		II B	中期 2776
67	農卣	隰应	・・王在隰应。・・			中期 5424
68※⑦	師秦宮鼎		・・王格于師秦宮。王格于享廟。・・			中期 2747
69	呂方鼎		・・王饗于大室、呂侍于大室。・・		II	中期 2754
70	棚生簋	成周	・・王在成周。・・			中期 4262—4265
71	命簋	華	・・王在華。・・		II	前後期 4112

72※⑧	義盃蓋	魯	・・王在魯郷。即邦君・諸侯、正有嗣、大射。・・		中期 9453
73	罍簋	姑	・・王在姑。・・		『近』 中期 485
74※⑨	殷鼎	(周)	・・王在西宮。・・		『近二』 中期 322
75	任鼎	氏	・・王在氏。・・		『近二』 中期 325
76	猷簋		・・王格于康大室。・・		『近二』 中期 436
77	猷盃		・・王格于師罍父宮。・・		『近二』 中期 836
78	老簋	莽京	・・王在莽京。漁于大瀘。・・		『近二』 中期 426
79	賓盤	莽	・・王在莽。格大室。・・		『新出』〈韓魏 2011b (共王期)〉
80※⑩	鮮簋	莽京	・・王在莽京。・・		中期 10166、『近』(中期 [482])

※①親簋は、林断代：三型簋の西周ⅡBに相当する器型であると判断され、吉本紀年の歴代周王在位年数を参着すると、共王24年に繫年するのが適当であると思われる。

※②斲簋は、林断代：二型大型盃の西周Ⅱに器型的に近似する二型小型盃西周Ⅱであると判断され、吉本紀年の歴代周王在位年数を参着すると、共王28年に繫年するのが適当であると思われる。

※③作冊吳盃は、林断代：一型盃の西周Ⅱに相当する器型であると判断され、吉本紀年の歴代周王在位年数を参着すると、共王30年に繫年するのが適当であると思われる。作冊吳は共王2年の吳方彝銘に受命者として見える。

※④伯姜鼎は、林断代：三型鼎の西周ⅡAに相当する器型であると判断される。

※⑤伯唐父鼎は、林断代：一二型鼎の西周ⅡAに相当する器型であると判断される。

※⑥斲簋は、林断代：五型簋の西周ⅡA～ⅡBに相当する器型であると判断され、器台の足の特徴は、九型簋の西周ⅡAに見える。紋様は、西周ⅡBのS字形顧首龍である。

※⑦師秦宮鼎は銘文の模写のみしか伝承されていないため判断に窮するところであるが、師秦宮が武官の宮室であると見られる点を考慮し、同様の例が頻出する中期に暫定的に付入しておくことにする。

※⑧義盃蓋は、長安県灃西大原村 M304 出土であり、同出の師罍父鼎 [『近』(中期 [300])] が林断代：一型鼎の西周ⅡA～ⅡBに相当する器型であると判断される点から、暫定的に中期に付入しておくことにする(但し、同出の陶器は西周後期の器型であるとされている〈考古 1986—11〉)。

※⑨殷鼎は、器型的には林断代：三型鼎の西周ⅠAに近似するが、器台の足の特徴は西周ⅡBの特徴を示しており、また紋様も西周ⅡBのS字形顧首龍である。

※⑩鮮簋銘の紀年は「34年」であるが、吉本紀年で34年以上の在位期間を有するのは厲王と宣王のみである。しかし、器型的には林断代：三型簋の西周ⅠBに相当すると判断され、紋様のには一型簋の西周ⅠBと近似している。また、器台の鱗の形はⅠ型簋の西周ⅠBに(透かしはないものの)類似している。次に銘文を検討すると、「禘于昭王」とある以上、昭王期以降の器であることは確実であり、同様に「禘昭王」を行った事例はⅡB期の刺鼎銘(中期 [2776]、ⅡB)にも見える。また、同一人物の作器である可能性がある鮮鐘銘(後期 [143]、Ⅲ)で王の所在地とされている「成周嗣土瀘宮」が懿王13年の癸壺一銘(中期 [9723—9724]、ⅢA)にも認められ、「惟王某祀」の紀年銘を冒頭に置く書式については昭王、共王期の器銘に見出される〈段簋銘(中期 [4208])、師遽簋銘(中期 [4214])、師鬲鼎銘(中期 [2830]、ⅡB)。なお、共和4年の師酉鼎銘 [『近二』(中期 [326])] にも用例が見える〉。

以上のように、器型及び器銘から判断して鮮簋銘は共王代頃に繫けるのが適当なのではないかと推定されるのであるが、この点については稿を改めて再検討することにした。

《表3》 後期における周王の所在地

NO	器名	所在地	関連器銘	吉本	林	『集成』その他
1	師旅簋一	滅戾	・・王在滅戾。・・王格廟、即位。・・	夷王元	ⅢA	後期 4279—4282
2	師顛簋	周	・・王在周康宮。且、王格大室。・・	夷王元		後期 4312
3	裘衛盃	豊	・・王称旂于豊。・・	夷王3	Ⅲ	中期 9456
4	癸鼎	豊	・・王在豊。・・	夷王3		中期 2742
5	達盥	周 濁戾	・・王在周。執駒于濁戾。・・	夷王3		『近』 中期 506
6	癸壺二	奠 句陵	・・王在奠。・・王在句陵。饗逆酒。・・	夷王3	ⅢA	中期 9726—9727
7	癸盥	周	・・王在周師泉宮。格大室、即位。・・	夷王4	ⅢA	中期 9462—9463
8	宰獸簋	周	・・王在周師泉宮。且、王格大室、即位。・・	夷王6		『近』 中期 490
9	輔師鬲簋	周	・・王在周康宮。格大室、即位。・・	夷王6	ⅡB	後期 4286
10	応侯見工簋	窳	・・王在窳。饗醴、応侯見工侑。・・			『近二』 中期 430—431

11	成周 鐘三·四	成周 周	· · 王婦自成周。成侯見工、遺王于周。· · 王格于康。· ·		III	中後期 107—108
12	成周 鐘一·二	成周 周	· · 王婦自成周。成侯見工、遺王于周。· · 王格于康宮。· ·			『近二』 中期 9—10
13	望簋	周	· · 王在周康宮新宮。且、王格大室、即 位。· ·	夷王 13		中期 4272
14	土山盤	周	· · 王在周新宮。王格大室、即位。· ·	夷王 16		『近二』 中期 938
15	休盤	周	· · 王在周康宮。且、王格大室、即位。· ·	夷王 20	III A	中期 10170
16※①	申簋蓋	周	· · 王在周康宮。格大室、即位。· ·			中期 4267
17	揚簋	周	· · 王在周康宮。且、格大室、即位。· ·			中期 4294—4295
18	即簋		· · 王在康宮。格大室。· ·		II B	中期 4250
19※②	同簋	宗周	· · 王在宗周。格于大廟。· ·			中期 4270—4271
20	康鼎		· · 王在康宮。· ·		III A	中期或後期 2786
21	衛簋		· · 王格于康宮。· ·		III A	中期 4209—4212
22	弭伯簋		· · 王格于大室。· ·		III B	後期 4257
23	楚簋		· · 王格于康宮。· ·		III B	後期 4246—4249
24	弭叔簋	莽	· · 王在莽。格于大室、即位中廷。· ·		III A	後期 4253—4254
25	叔尊父盥	成周	· · 王在成周。· ·	厲王元	III A	後期 4454—4457
26	伯戔父簋	成周	· · 王出自成周、南征、伐戔子，□，桐， 適。· ·			『古文字研究』 27、 2008 (厲王期)
27	宗周鐘		王肇適省文，武動疆土。南国戔子敢陷虐我 土。王敦伐其至、撲伐厥都。· ·		III	後期 260
28	鄂侯鼎	𠄎	王南征、伐角飢。唯還自征、在𠄎。· ·			後期 2810
29	琯生簋二	莽	· · 王在莽。· ·	厲王 6		後期 4293
30	大簋二		· · 王在豳偃宮。· ·	厲王 12	III B	後期 4298—4299
31	大鼎		· · 王在豳偃宮。· ·	厲王 15	III A	中期 2807—2808
32	成鐘	周	· · 王在周康夷宮。· ·	厲王 16		『近二』 後期 5
33	此鼎·簋	周	· · 王在周康宮夷宮。且、王格大室、即 位。· ·	厲王 17	III A	後期 2821—2823 · 4303—4310
34	克盥	周	· · 王在周康穆宮。· ·	厲王 18	III B	後期 4465
35	小克鼎	宗周	· · 王在宗周。· ·	厲王 23	III B	後期 2796—2802
36	大克鼎	宗周	· · 王在宗周。且、王格穆廟、即位。· ·		III B	後期 2836
37※③	微繻鼎	宗周	· · 王在宗周。· ·	【厲王 23】		後期 2790
38	鬲從盥	永	· · [王] 在永師田宮。· ·	厲王 25	III B	後期 4466
39	伊簋	周	· · 王在周康宮。且、王格穆大室、即 位。· ·	厲王 27	III B	後期 4287
40	鬲攸從鼎 · 簋	周	· · 王在周康宮夷大室。· ·	厲王 31	III B	後期 2818 · 4278
41	晉侯蘇鐘	宗周 成周	· · 王步自宗周。· · 王入格成周。· ·	厲王 33		『近』 後期 35—50
42	伯窵父盥	成周	· · 王在成周。· ·	厲王 33		後期 4438—4439
43	敵簋三	成周	· · 王在成周。· · 王格于成周大廟。· ·			後期 4323
44	善夫山鼎	周	· · 王在周。格凶室。· ·	厲王 37	III B	後期 2825
45	南宮柳鼎		· · 王在康廟。· ·		III A	後期 2805
46※④	何簋	華	· · 王在華宮。王呼號伸入右何、· ·			前期 4202
47	師西簋	吳	· · 王在吳。格吳大廟。· ·	共和元	III B	中期 4288—4291
48	師兌簋一	周	· · 王在周。格康廟、即位。· ·	共和元	III B	後期 4274—4275
49	師兌簋二	周	· · 王在周。格大廟、即位。· ·	共和 3		後期 4318—4319
50	師西鼎		· · 王格于大室。· ·	共和 4		『近二』 中期 326
51※⑤	師兌簋三		· · 王在康昭宮。格康室、即位。· · 【共和 7】			『新出』〈朱鳳瀚 2011 (厲王又は宣王)〉
52	師夔簋	周	· · 王在周。格于大室、即位。· ·	共和 11	III B	後期 4324—4325
53※⑥	殺簋		· · 王在師嗣馬宮大室。即位。· ·			中期 4243
54	鄧簋	周	· · 王在周昭宮。· · 王格于宣射。· ·	宣王 2		後期 4296—4297
55※⑦	史頌簋·鼎	宗周	· · 王在宗周。· · 【宣王 3】		III B	後期 4229—4236 · 2787—2788

56	頌鼎・簋・壺	周	・・王在周康昭宮。且、王格大室、即位。・・	宣王 3	ⅢB	後期 2827—2729・4332—4339・9731—9732
57	兮甲盤	囂虞	・・王初各伐玁狁于囂虞。兮甲從王、折首執訊、休亡敗。・・	宣王 5	ⅢB	後期 10174
58	虢季子白盤		・・王格周廟、宣射爰饗。・・	宣王 12		後期 10173
59	克鐘	周	・・王在周康厲宮。・・	宣王 16	ⅢB	後期 204—209
60	吳虎鼎	周	・・王在周康宮夷宮。・・	宣王 18		『近』後期 364
61	越鼎	周	・・王在周康昭宮。格于大室、即位。・・	宣王 19		後期 2815
62	寰盤・鼎	周	・・王在周康穆宮。且、王格大室、即位。・・	宣王 28		後期 10172・2819
63	晋侯蘇鐘	鄘城成周	・・王至于鄘城。・・王佳返婦、在成周公族整自宮。・・王格大室、即位。・・王御于邑伐宮、・・且、王格大室。・・ 【宣王 33】			『近』後期 35—50
64	速鼎一	周	・・王在周康穆宮。且、王格大室、即位。・・	宣王 42		『近二』後期 328—329
65	速鼎二	周	・・王在周康宮穆宮。且、王格周廟、即位。・・	宣王 43		『近二』後期 330—339
66※⑧	無夷鼎		・・王格于周廟、述于凶室。・・		ⅡB	後期 2814
67	亦簋一・二	周	・・王在周康宮。饗醴。・・			『近二』中期 434—435
68	散簋蓋		・・王在康宮。格齊伯室。・・			『近』中期 483
69※⑨	師道簋		・・王在康宮。格于大室。・・			『近二』中期 439
70	君夫簋		・・王在康宮大室。・・			中期 4178
71	召壺		・・王格于成宮。・・		ⅢB	中期 9728

※①申簋蓋所掲の大祝は、厲王 32 年の大祝追鼎銘〔『近二』（後期 [315]）〕の伯大祝追と同一人物である可能性がある。紋様は、西周ⅢA に繋げられる内句複尾羽顧首鳳である。なお、右者となっている益公は、共王 17 年の詢簋銘（後期 [4321]、ⅡB）から夷王 20 年の休盤銘（中期 [10170]、ⅢA）までの間にその活動が認められており、当該器銘は夷王末年に繋げるのが適当であろうと思われる。

※②同簋銘所掲の榮伯は、本文において指摘したように夷王期の諸器銘に頻見される。

※③微絳鼎は、『体系』の所説に従い、小克鼎と同じ厲王 23 年の器銘であると推定する。『続考古図』（巻 4・19 葉）付載の模写図を参照すると、林断代：二型鼎の西周ⅢB に相当する器型であると推定される。

※④何簋銘所載の虢仲は、虢仲盥（後期 [4435]、ⅢA）等の諸器銘に見え、拙稿 2012 で検討したようにこれらの器銘は厲王期に繋げられると推定されるため、当該器銘も暫時厲王期に付入しておくことにする。

※⑤本稿では、既出の師兌簋一、二銘と区別するため三銘と称する。師兌簋三銘は蓋のみで器型が判然としないのであるが、朱鳳瀚 2011 の断代を参考として、本稿では吉本紀年の共和 7 年に繋年しておくことにする。

※⑥殺簋銘で冊賜官を勤めている内史尹は、共和元年の師兌簋一銘（後期 [4274—4275]、ⅢB）及び共和 3 年の師兌簋二銘（後期 [4318—4319]）、共和 7 年の師兌簋三銘〔『新出』（厲王又は宣王期)〕で冊命官を担当しており、同時期の器銘であると見られる。

※⑦史頌簋・鼎銘の紀年「三年五月丁巳」は、同一人物の作器である頌鼎・簋・壺銘（後期 [2827—2829・4332—4339・9731—9732]、ⅢB）の紀年「(宣王) 三年五月既死覇甲戌」の 17 日前に繋げられると考えられる。

※⑧無夷鼎で冊命官を勤めている史矇は、厲王 17 年の此鼎・簋銘（後期 [2821—2823・4303—4310]、ⅢA）でも冊命官を担当している。

※⑨師道簋は、林断代：九 b 型簋の西周ⅡB に相当する器型であると判断され、右者を勤めている益公が共王～夷王期に活動していた点は前述の通りである。

(本学文学部非常勤講師)